



令和6年度 宮崎県 信用保証協会の現況

ディスクロージャー誌 2024



CREDIT GUARANTEE CORP. OF MIYAZAKI
宮崎県信用保証協会

ごあいさつ

宮崎県信用保証協会
会長 横山 浩文



平素より当協会の業務運営につきまして、格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。今年度も当協会の業務内容や事業実績、経営計画等をご報告するためのディスクロージャー誌を発刊いたしました。本誌を通じまして、より多くの皆さまに当協会や信用保証制度に対する理解を深めていただければ幸いに存じます。

さて、令和5年度の県内経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進むなかで消費面を中心に緩やかな回復傾向にありましたが、長引く物価上昇の影響が多方面に広がり、とりわけ中小企業を取り巻く環境は、コロナ禍の長期化や債務の増大に加え、原油・原材料価格高騰のなかで価格転嫁ができないことが収益力改善の足かせとなり、人材確保に向けた賃上げにも踏み切れない状況が見られました。

このような環境下、保証部門においては、新型コロナウイルス感染症5類移行後の資金繰り支援に積極的に取り組んでまいりました。特に、事業者の早期経営改善等を促すために創設された「伴走支援型特別保証制度」によるゼロゼロ融資等の借換を促進し、条件変更についても事業者の実情に応じて弾力的に対応してまいりました。また、新たに創業支援に特化した課を設け、積極的な創業保証に取り組んでまいりました。

経営支援部門においては、主に直接の訪問で業況把握を行い、資金繰り支援や経営支援ツールの案内、経営サポート会議（個別支援会議）開催の提案等、プッシュ型の支援を実施してまいりました。また、「宮崎県中小企業支援ネットワーク」事業として、「相談事業」「協働事業」「研修・勉強会事業」の三つの柱となる事業に、各支援機関と協働しながら取り組んでまいりました。

そのほか、コロナ禍以降自粛していた金融機関等との勉強会・研修会を再開するとともに、宮崎県と人事交流を行うなど、職員の資質向上に取り組んでまいりました。さらに、「信用保証協会電子受付システム」の稼働を開始し、信用保証の利便性向上にも取り組んでまいりました。

現在、信用保証協会に求められる役割は、コロナ禍による影響の緩和を中心とした対応から、挑戦意欲のある事業者の経営改善や再生支援等の前向きな支援に加え、経営者保証に依存しない融資慣行の確立への対応に軸足が移りつつあります。

当協会は地域経済発展の一翼を担う立場として、このような外部環境の変化にも迅速かつ的確に対応していくとともに、社会規範やコンプライアンスの遵守はもとより、公的信用機関としての責務を果たすため、今後も役職員一丸となって中小企業・小規模事業者の皆さまを支えてまいります。引き続きのご支援、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和6年8月

CONTENTS

ごあいさつ

1. 宮崎県信用保証協会の概要 2
 - 沿革、業績の推移
2. 信用保証協会の役割 3
3. 信用保証のしくみ 4
 - 信用補完制度 ● 信用保証制度 ● 信用保険制度
4. 令和5年度事業報告 6
 - 貸借対照表 ● 収支計算書 ● 財産目録 ● 基本財産
 - 令和5年度の主な取組み
5. 中期事業計画・令和6年度経営計画 23
6. コンプライアンスについて 30
7. 個人情報保護宣言 32
8. 信用保証のご利用について 34
 - ご利用いただけるお客様 ● 原則として保証を受けられない方
 - 保証の内容 ● 責任共有制度について ● 信用保証料について
9. 主な信用保証制度の紹介 38
10. 近年の業務実績及び保証承諾統計 40
 - 近年の業務実績（5カ年分） ● 保証承諾統計（3カ年分） ● 代位弁済
11. 役員・組織体制 47
 - 役員名簿 ● 組織機構図

シンボルマーク紹介



グリーンが宮崎県の雄大な自然を表し、「信用」の『S』が県内経済に幅広く浸透していくイメージをデザイン化したものです。

宮崎県信用保証協会のオリジナルキャラクター紹介



「ワンポ」

古来、人との関わりが深く、番犬としての頼もしいイメージと、人懐っこく可愛らしいイメージの両方を持ち合わせた「犬」をモチーフとしています。

当協会のコーポレートカラー『ハンターグリーン』をベースに、「信用保証」の『信』の文字をあしらったロボットスーツを着用し、県内の中小企業・小規模事業者の皆さんのために奔走します。

(令和6年3月末時点)

沿革

昭和24年3月29日 社団法人宮崎県信用保証協会設立認可
 昭和24年4月16日 設立登記
 昭和24年10月25日 財団法人に組織変更
 昭和28年8月10日 「信用保証協会法」公布施行
 昭和29年6月28日 信用保証協会法に基づく宮崎県信用保証協会認可

根拠法律

信用保証協会法

目的

中小企業・小規模事業者が事業に必要な資金を借り入れる際、その公的な保証人となり、金融の円滑化を通じて、事業の健全な発展を支援する

基本財産

14,600百万円
 基金 7,148百万円
 基金準備金 7,452百万円

保証債務残高

件数 23,619件
 金額 195,897百万円

利用企業者数

14,506企業（前年比277先減少）

役員数

理事12名（非常勤9名）
 監事3名（非常勤2名）
 職員53名

事務所

本所
 昭和37年7月1日 都城連絡所開設
 （都城商工会議所内において、月1回の定期相談会を行っています。）
 昭和49年5月27日 新事務所営業開始（現在の店舗：宮崎市宮田町2番23号）
 昭和52年4月4日 延岡支所開設（延岡商工会館内）
 平成26年4月1日 延岡支所廃止（延岡商工会館内）

業績の推移

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保証承諾	25,777	50,152	45,609
保証債務残高	219,303	218,385	195,897
代位弁済	1,030	1,235	1,959
回収	389	333	316
収支差額	892	624	516
保証利用度	41.5%	42.3%	45.5%

信用保証協会の目的

信用保証協会は信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）に基づく法人であり、中小企業・小規模事業者が銀行その他金融機関から貸付等を受ける際に、その債務を保証することを主たる業務とし、中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする公的な保証機関です。

信用保証協会の理念

信用保証協会は、事業の維持・創造・発展に努める中小企業・小規模事業者に対し、公的機関としてその将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて金融の円滑化に努めるとともに、金融相談、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献します。

中小企業者等のために

信用保証協会は信用保証協会法に基づき設立された公的機関として、経営に真摯に取り組む中小企業・小規模事業者に対し、金融上の公的保証人となって、中小企業・小規模事業者と金融機関とを結ぶ「架け橋」の役割を果たすとともに、中小企業・小規模事業者の経営の改善発達に係る助言その他の支援を行います。

金融機関とともに

信用保証協会は、中小企業・小規模事業者に直接融資を行う機関ではありませんが、その公的保証人になることにより金融機関のリスクを軽減し金融の円滑化を図るとともに、中小企業・小規模事業者の経営の改善発達を促進するために、金融機関との連携を通じて、中小企業・小規模事業者の成長、発展を支援する役割を果たしています。

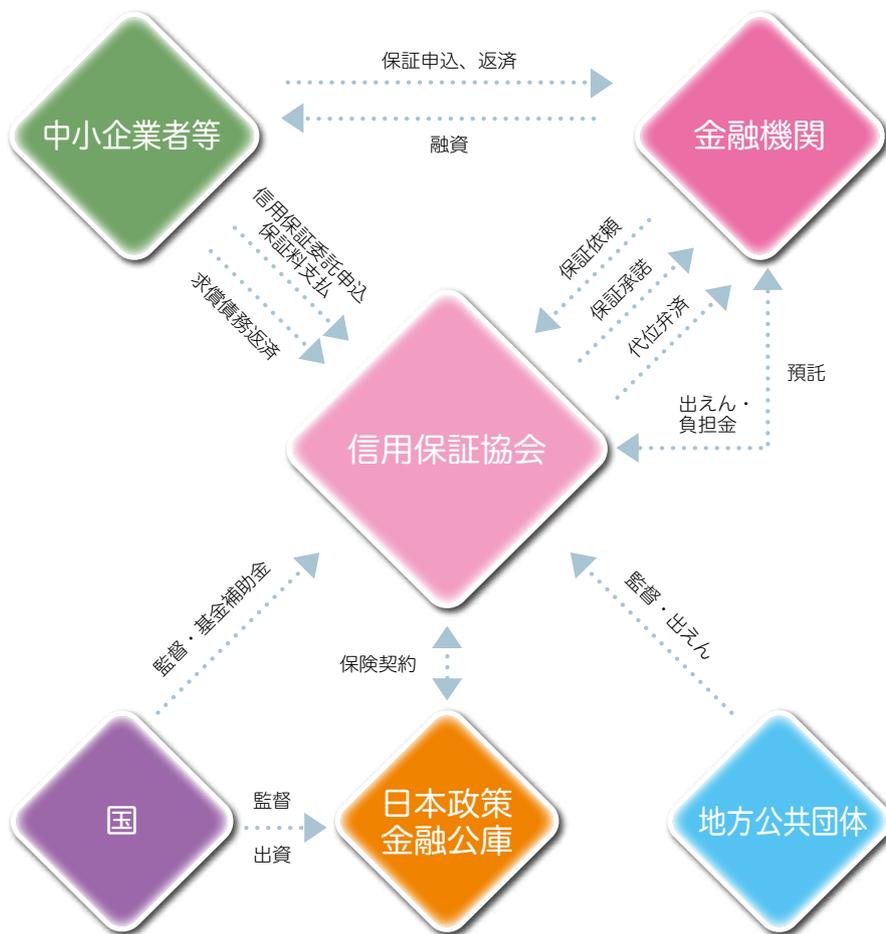
信用補完制度

中小企業・小規模事業者の皆さまが金融機関から融資を受ける際に、保証協会が公的な保証人となって借入等を容易にし、中小企業の健全な育成を金融の側面からサポートする制度が「信用保証制度」です。

この制度を強固なものとするために「信用保険制度」があります。信用保険制度は、日本政策金融公庫の保険によって保証協会が行う債務の保証（信用保証）について保険が掛けられている制度です。

この信用保証制度と信用保険制度の二つの制度を総称して「信用補完制度」と呼んでいます。この信用補完制度は、国の経済政策において重要な施策として機能しています。

【信用補完制度の概略図】



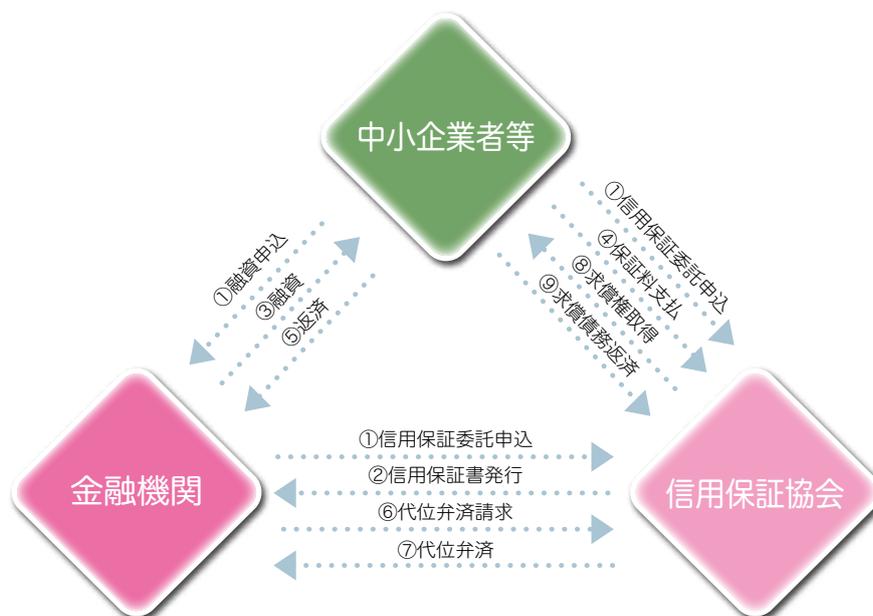
信用保証制度

信用保証制度の当事者は、中小企業・小規模事業者、金融機関、保証協会の三者です。

- ① 中小企業者等は、金融機関又は保証協会に保証の申込をします。
- ② 信用保証協会は、申込のあった中小企業者等の信用調査・審査を行い、信用保証が適当と認めた場合は、金融機関に対して信用保証書を発行します。

- ③ 金融機関は、信用保証書に基づき中小企業者等に融資を行います。
- ④ 中小企業者等は、金融機関を通じて保証協会へ信用保証料をお支払いいただきます。
- ⑤ 中小企業者等は、融資条件に従って金融機関に借入金を返済します。
- ⑥ 中小企業者等が何らかの事情で借入金のお金または一部の返済が出来なくなった場合、金融機関は当協会に対して代位弁済の請求を行います。
- ⑦ 当協会は、この請求に基づき中小企業者等に代わって借入金の残金を金融機関に代位弁済をします。
- ⑧ 当協会は、代位弁済により中小企業者等に対して求償権（債権）を取得します。
- ⑨ 当協会は、中小企業者等の立ち直りを支援しつつ、中小企業者等から求償権の回収を行います。

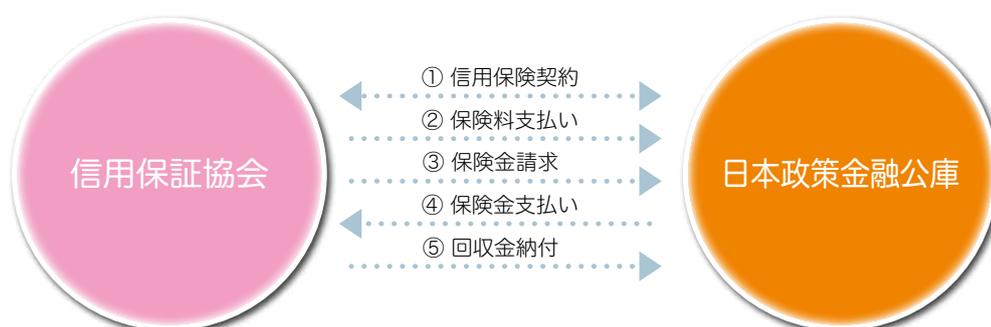
【信用保証制度の概略図】



信用保険制度

- ① 日本政策金融公庫（以下、「日本公庫」）と信用保証協会は、信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき日本公庫は当協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ② 信用保証協会は日本政策金融公庫に保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。
- ④ 日本政策金融公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%または80%を保険金として信用保証協会に支払います。
- ⑤ 信用保証協会は、代位弁済後の回収金を保険金の受領割合に応じて、日本政策金融公庫に納付します。

【信用保険制度の概略図】

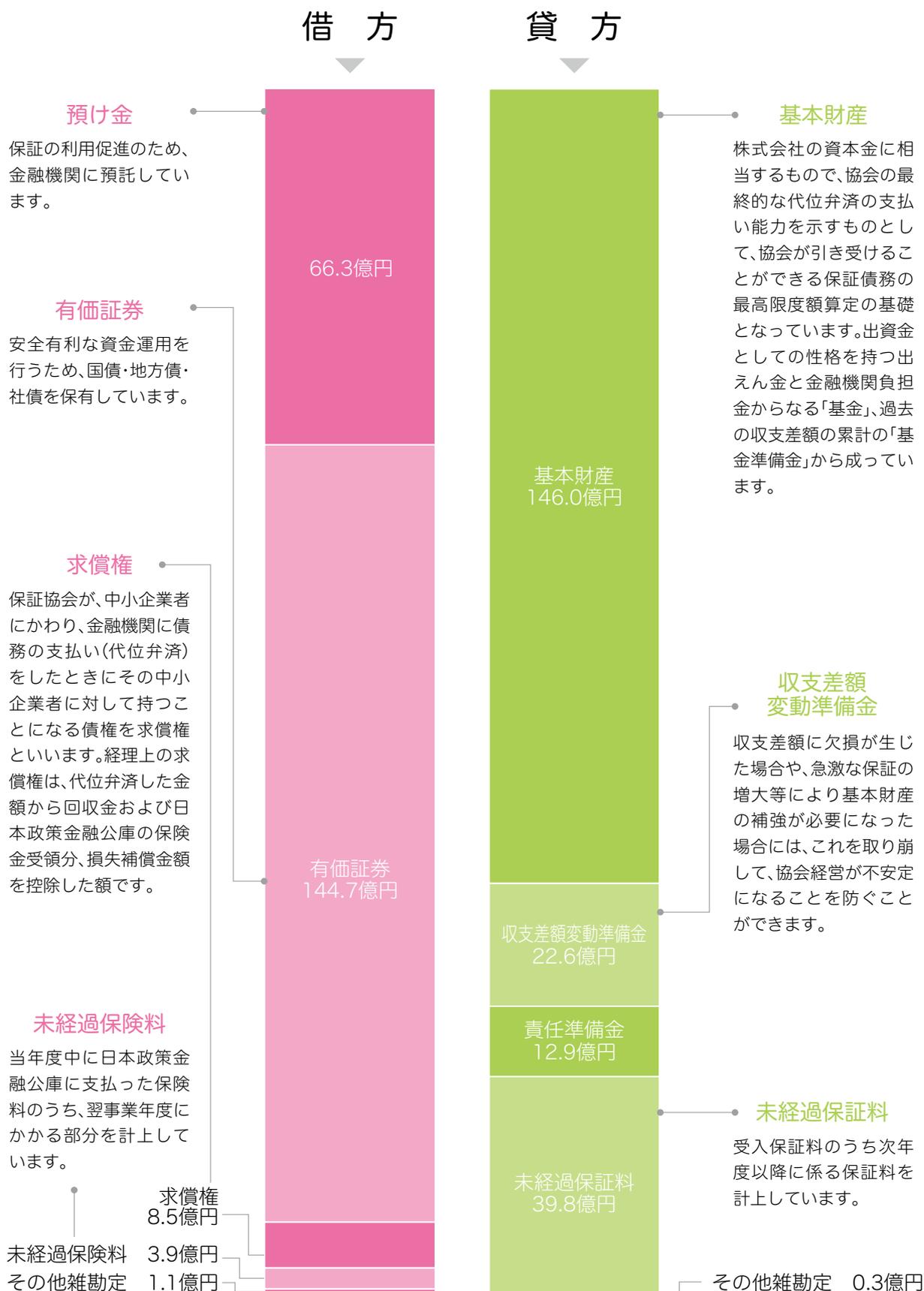


貸借対照表 (令和6年3月31日現在)

(単位：円)

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
現金	0	基本財産	14,600,034,131
現金	0	基金	7,147,909,000
小切手	0	基金準備金	7,452,125,131
預け金	6,630,364,817	制度改革促進基金	0
当座預金	0	収支差額変動準備金	2,260,162,735
普通預金	4,035,877,664	その他有価証券評価差額金	0
通知預金	0	責任準備金	1,292,350,516
定期預金	2,579,200,000	求償権償却準備金	198,557,738
郵便貯金	15,287,153	退職給与引当金	429,431,994
金銭信託	0	損失補償金	952,942,646
有価証券	14,474,782,303	保証債務	195,897,352,034
国債	199,141,861	求償権補填金	0
地方債	4,699,814,658	保険金	0
社債	9,098,025,784	損失補償補填金	0
株式	2,000,000	借入金	0
受益証券	0	長期借入金	0
新株予約権	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
ファンド出資	0	短期借入金	0
譲渡性預金	475,800,000	(うち日本政策金融公庫分)	0
その他	0	収支差額変動準備金造成資金	0
動産・不動産	328,713,376	雑勘定	4,013,965,792
事業用不動産	323,053,660	仮受金	1,716,303
事業用動産	5,659,716	保険納付金	20,903,865
所有動産・不動産	0	損失補償納付金	7,270,933
建設仮勘定	0	未経過保証料	3,982,560,754
損失補償金見返	952,942,646	未払保険料	1,513,937
保証債務見返	195,897,352,034	未払費用	0
求償権	852,898,362	有価証券未払金	0
譲受債権	0		
雑勘定	507,744,048		
仮払金	4,245,648		
保証金	0		
厚生基金	90,414,848		
連合会勘定	0		
未収利息	22,420,820		
有価証券未収入金	0		
未経過保険料	390,662,732		
合計	219,644,797,586	合計	219,644,797,586

[貸借対照表の用語解説]

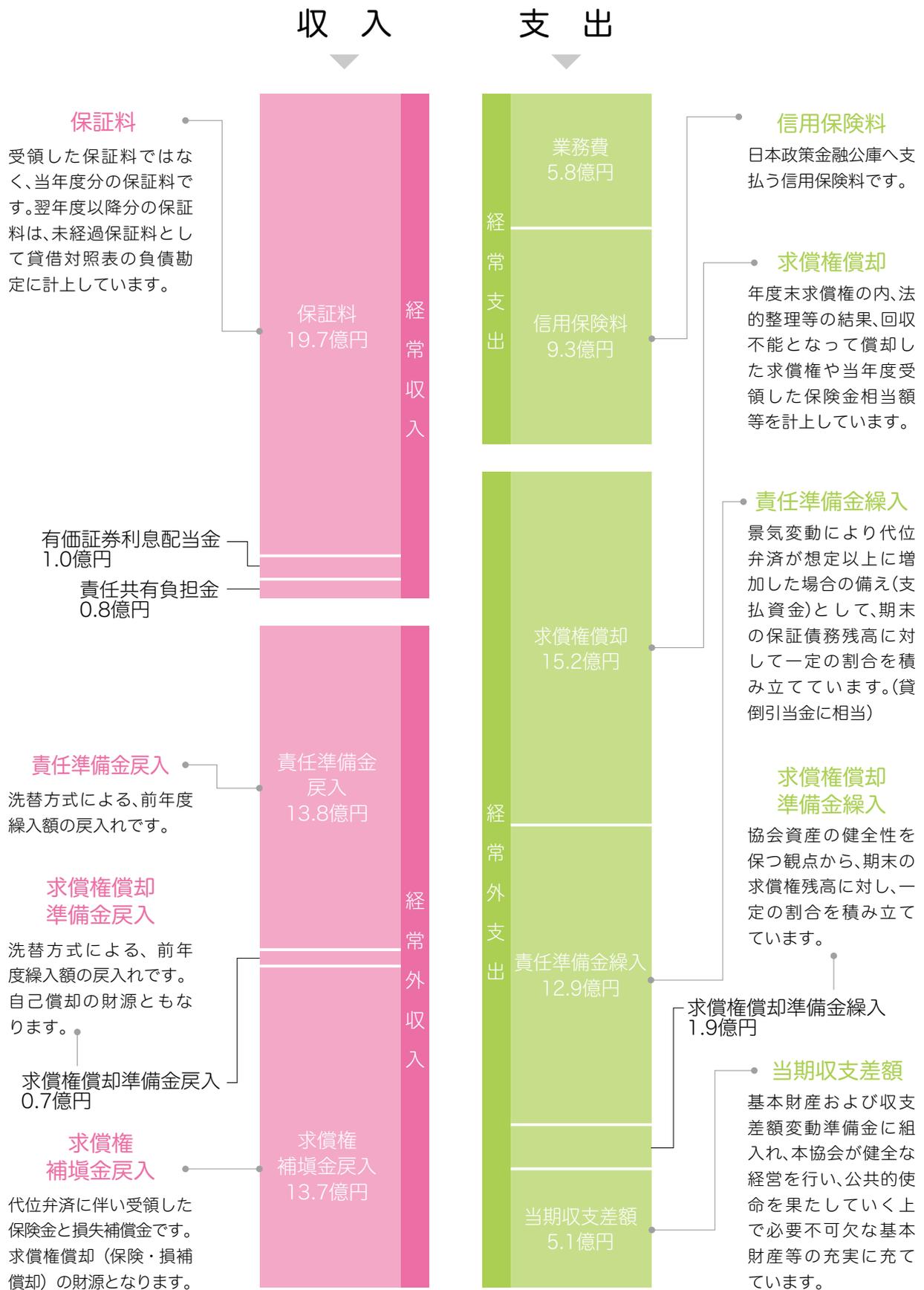


収支計算書 (令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：円)

収入の部		支出の部	
科目	金額	科目	金額
経常収入	2,193,610,417	経常支出	1,529,254,013
保証料	1,973,279,702	業務費	584,432,509
預け金利息	3,104,808	役員給与	314,262,810
有価証券利息配当金	104,774,528	退職給与引当金繰入	35,889,663
調査料	0	その他人件費	74,685,382
延滞保証料	0	旅費	5,604,218
損害金	9,257,235	事務費	88,402,319
事務補助金	15,473,500	賃借料	11,651,586
責任共有負担金	81,088,000	動産・不動産償却	6,229,250
雑収入	6,632,644	信用調査費	3,240,177
		債権管理費	10,429,270
		指導普及費	29,363,024
		負担金	4,674,810
		借入金利息	0
		信用保険料	933,268,846
		責任共有負担金納付金	0
		雑支出	11,552,658
小計		小計	
		経常収支差額	664,356,404
経常外収入	2,875,707,739	経常外支出	3,023,641,156
償却求償権回収金	39,248,054	求償権償却	1,527,511,008
責任準備金戻入	1,388,666,390	譲受債権償却	0
求償権償却準備金戻入	77,145,386	雑勘定償却	4,437,229
求償権補填金戻入	1,370,647,909	有価証券評価損	0
保険金	1,275,054,168	有価証券売却損	0
損失補償補填金	95,593,741	退職金	784,665
有価証券評価益	0	責任準備金繰入	1,292,350,516
有価証券売却益	0	求償権償却準備金繰入	198,557,738
補助金	0	その他支出	0
その他収入	0		
小計		小計	
		経常外収支差額	△ 147,933,417
		制度改革促進基金取崩額	0
		収支差額変動準備金取崩額	0
		当期収支差額	516,422,987
		収支差額変動準備金繰入額	258,211,493
		基本財産繰入額	258,211,494

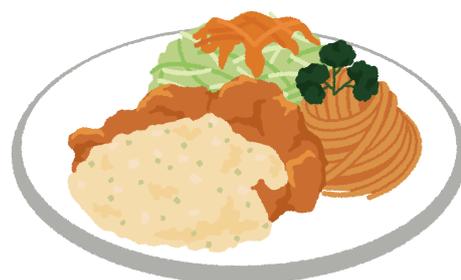
収支計算書の用語解説



財産目録 (令和6年3月31日現在)

(単位：円)

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	0	その他有価証券評価差額金	0
預 け 金	6,630,364,817	責 任 準 備 金	1,292,350,516
金 銭 信 託	0	求 償 権 償 却 準 備 金	198,557,738
有 価 証 券	14,474,782,303	退 職 給 与 引 当 金	429,431,994
動 産・不 動 産	328,713,376	損 失 補 償 金	952,942,646
損 失 補 償 金 見 返	952,942,646	保 証 債 務	195,897,352,034
保 証 債 務 見 返	195,897,352,034	求 償 権 補 填 金	0
求 償 権	852,898,362	借 入 金	0
譲 受 債 権	0	雑 勘 定	4,013,965,792
雑 勘 定	507,744,048		
合 計	219,644,797,586	合 計	202,784,600,720
		正 味 財 産	16,860,196,866



基本財産

基本財産とは

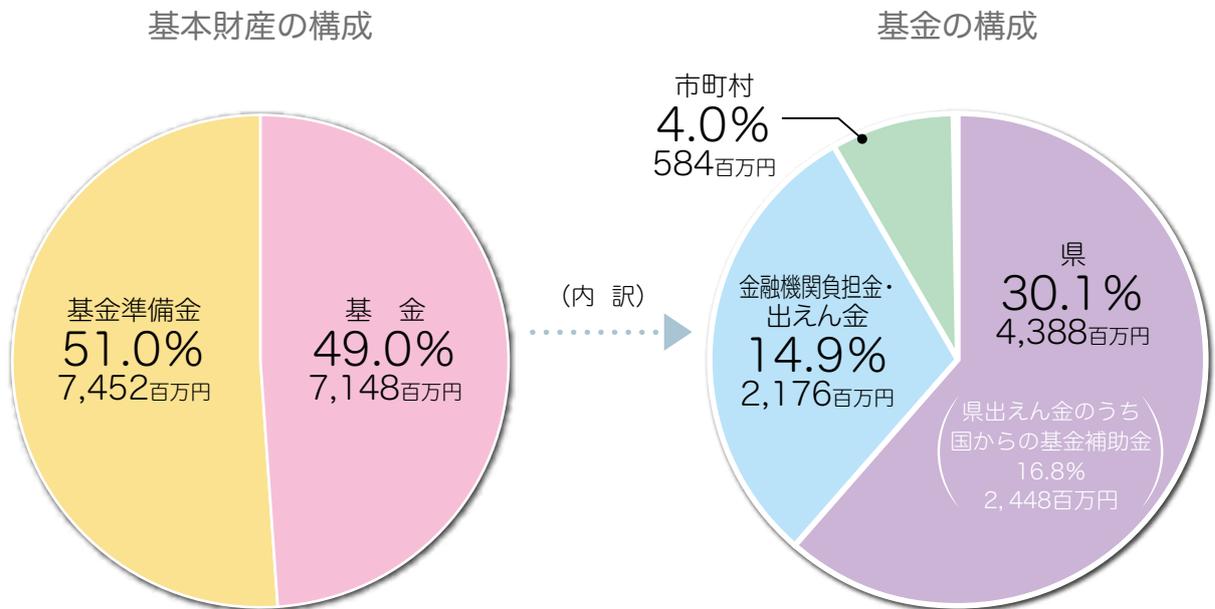
一般企業の資本金に相当するもので、信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があります。このことから、当協会が引き受ける保証債務の最高限度額は、定款により基本財産の40倍（定款倍率）と定められています。したがって、中小企業・小規模事業者の保証需要に安定して応え、当協会の使命を果たしていくためには、基本財産の拡充が重要となります。

基本財産の構成

基本財産は、①基金、②基金準備金で構成されています。

- ① 基金は、県・市町村等からの拠出である出えん金と金融機関等負担金で構成されています。
- ② 基金準備金は、毎事業年度決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れた累計で、信用保証協会の自己造成資金です。

基本財産の内訳（令和6年3月31日現在）



(単位：百万円)

基本財産		14,600	100.00%	
① 基金	基金	7,148	49.0%	
	地方公共団体出えん金	県	4,388	30.1%
		（うち国からの基金補助金）	(2,448)	(16.8%)
		市町村	584	4.0%
	金融機関負担金・出えん金	2,176	14.9%	
② 基金準備金		7,452	51.0%	

令和5年度の主な取組み

経営支援

宮崎県中小企業支援ネットワークとしての取組み

●合同研修会

令和5年5月23日（火）、宮崎県庁5号館において、「宮崎県中小企業支援ネットワーク」（共同事務局：宮崎県、当協会）の合同研修会を開催しました。「事業者支援に役立つデジタル支援」をテーマに、中小企業基盤整備機構の山元理氏に講演をしていただき、金融機関、商工団体の職員30名にご参加いただきました。研修ではグループワークも行われ、講師から紹介のあったIT戦略ウェブサービス「IT戦略ナビ」などを使いながら課題解決に取り組みました。参加者からは、「DXに関わる提案が顧客にやすくなる」、「中小企業者のデジタル化支援は喫緊の課題であり、我々支援者も積極的に対応していかなければならないと感じた」などの感想をいただきました。



●全体会議

令和5年7月12日（水）、県庁防災庁舎において、宮崎県中小企業支援ネットワーク全体会議を開催しました。金融機関、商工団体など26のネットワーク構成機関から合計35名（オンライン参加を含む）にご出席いただきました。

会議では、県経営金融支援室が、みやざき再生支援特別貸付のモニタリング状況や中小企業支援ネットワーク経営支援強化事業等について報告しました。また、今回新たにネットワーク構成機関に加わったINPIT宮崎県知財総合支援窓口（一般社団法人宮崎県発明協会）からINPITの取組みについて説明していただきました。

令和6年2月6日（火）に開催した2回目となる全体会議には、構成機関（金融機関、商工団体、中小企業支援機関等）及びアドバイザー（九州経済産業局、九州財務局宮崎財務事務所）から合計47名に出席いただきました。

前半では、今年度の中小企業支援ネットワークの活動実績、「みやざき再生支援特別貸付」のモニタリング状況について報告しました。



後半では支援者向け講演会として、人材採用コンサルティングを手掛ける株式会社ヒトコトLab.（福岡市）の代表取締役 箱島健人氏に「効果的な人材採用について」と題して広告費をかけずに良い人材を採用する方法についてお話しいただきました。

●事業者向け及び支援者向け講演会

令和5年7月12日（水）、県庁防災庁舎において、(株)アテナソリューションの立石裕明氏を講師としてお招きし、事業者向け及び支援者向けの講演会を開催しました。

事業者向け講演会は46人、支援者向け講演会は48人（いずれもオンライン参加を含む）にご参加いただきました。

事業者からは、「実体験に基づいた話で説得力があった。わかりやすく、すぐに実践できる内容だった。」などの前向きな感想を、支援者からも、「立石先生の小規模事業者に接する姿勢に感銘を受けた」「アプローチの手法が広がった」などのお声をいただきました。



●商談力向上研修会

令和5年9月7日（木）県庁5号館において、「バイヤーズ・ガイド」編集発行人の永瀬正彦氏を講師としてお招きし、9月12日の商談会に向けた、「商談力向上研修会」を開催しました。

研修会には事業者10名、支援機関職員15名の計25名が参加しました。講師からは、「バイヤーは無料で相談できるコンサルタント、成約を勝ち取るために必要なのは商談会を利用し商品を改善していくこと」と、商談会に臨む心構えなどをご教授いただきました。



●商談会

令和5年9月12日（火）、当協会において、「ネットワーク商談会」を開催しました。

バイヤーとして、株式会社G7ジャパンフードサービス（本社：大阪府）様、株式会社カタログハウス（本社：東京都）様の2社をお招きし、セラーとしては、書類選考を通過した県内の食料品関連事業者25社に参加いただきました。

昨年度に続き2回目の開催となった本商談会は、事業者だけでなく金融機関、支援機関の担当者にも商談に同席していただくことを特徴としています。

参加した事業者からは、「バイヤーから商品に関してのアドバイスをいただき、次回の商品開発に繋がった。」「商談以上に色々なことを学べる機会になった。」、などの前向きな感想をいただきました。

同席した支援機関の方からも、「企業の課題が共通認識でき、本業支援を行う意識が高まった。」といったコメントをいただくなど好評でした。



●支援者向け講演会

令和6年1月29日(月)、シーガイアコンベンションセンターにおいて、アパホテル株式会社取締役社長 元谷芙美子氏を講師としてお招きし、講演会を開催しました。

当日は、構成機関(金融機関、商工団体、中小企業支援機関等)や、県内事業者の約120名に参加いただきました。

講演では、福井信用金庫に勤務していた時代から現在のアパホテルの経営者となるまでの経験や、同社が52年連続黒字経営を達成している理由などをお話いただきました。

また、支援者側と創業経験の両方の視点から、「頑張っている経営者が黒字経営で納税できるようになるまで、金融機関にはサポートをお願いしたい。」というお話もしていただきました。



●展示会

令和6年1月9日(火)、宮崎県中小企業支援ネットワークでは、県庁防災庁舎7階会議室を会場として「展示会」を開催しました。

この展示会は、県内の食料品事業者や工芸品事業者等売り手、スーパーマーケットや宿泊事業者等買い手として、マッチングの機会を提供し県内事業者間での取引拡大につなげることを目的に開催したものです。

当日は売り手側として37の事業者(食料品関連27社、非食品10社)に出展していただきました。参加者の目を引くようテーブルを各々の商品やテーブルクロスで彩っていただき、試食を提供した食料品事業者も多くいらっしゃいました。

およそ2時間と短時間の開催でしたが、県内一円から参加していただいた70名を超える買い手側事業者の方々に会場を回っていただき、積極的に売り手側事業者と交流していただきました。

また、中小企業支援ネットワークの構成機関である金融機関、商工団体、中小企業支援機関の職員の方々にも来場いただき、売り手側事業者をサポートしていただきました。

展示会形式でのビジネスマッチング支援は中小企業支援ネットワークとして初めての試みでしたが、新聞社やテレビ局の取材も入り、盛況のうちに終わることができました。本展示会をきっかけとして、少しでも多くの新規取引が開始されることを期待しています。



●支援者向け地区別研修会

10月から11月にかけて、県央(宮崎市)、県西(都城市)、県北(延岡市)、県南(日南市)の計4ヶ所で、支援者向け地区別研修会を開催しました。

この研修会は、金融機関、商工団体等の垣根を超えた合同研修会として昨年に引き続き実施したもので、今年度は会場ごとに講師及びテーマを変更して行いました。

4回の研修会で延べ70人に参加していただきました。今回参加者の皆様からいただいたアンケートの回答結果をもとに、来年度の合同研修会を企画していきます。

会場	開催日	参加人数
	講師及びテーマ	
県 央	令和5年10月24日（火）	24名
	株式会社オリジナ 小川大輔氏 「生成AI活用によるビジネス活用術」	
県 西	令和5年11月1日（水）	18名
	中小企業診断士 宮本祐輔氏 「伴走支援を行うための財務の基礎」	
県 北	令和5年11月8日（水）	18名
	弁護士・弁理士 長友慶徳氏 「事業再生の手法および廃業支援」	
県	令和5年11月14日（火）	10名
	みやざきフードビジネス相談ステーション 柚木崎千鶴子氏 「みやざきフードビジネス相談ステーションの活用法・支援事例」	



協会としての取組み

●事業者支援等に関するシンポジウム

令和5年10月16日（月）、九州財務局宮崎財務事務所と宮崎県、および当協会は、県庁防災庁舎会議室を会場として、現地参加とオンライン視聴のハイブリッド形式で標記シンポジウムを開催しました。

シンポジウムは基調講演、関連講演、パネルディスカッションの3部で構成し、基調講演では、追手門学院大学経済学部長・教授の水野浩児氏から「これからの事業者支援の在り方ー事業者支援に役立つ深化した支援メニューの有効活用ー」をテーマにお話いただきました。

関連講演では、日本政策金融公庫と日向市産業支援センターひむか-Bizがそれぞれの事業者支援の取組みについて紹介しました。

パネルディスカッションでは、水野氏をファシリテーター、金融機関、中小企業支援機関、中小企業経営者の各立場からお招きした8名をパネリストとして、「実情に応じた事業者支援及び金融機関と事業者との関係性」をテーマに、「事業者と金融機関との対話について」、「事業者が金融機関、支援機関に期待すること」といった様々な内容について意見が交わされました。



創業支援

●えびの市創業塾への参加

令和5年8月2日（水）、「開業資金のアドバイス」をテーマとして開催された「えびの創業塾」（えびの市商工会・えびの市主催）に講師として参加しました。

当日は8名の受講者の方にご参加いただき、当協会からは「宮崎県信用保証協会のご紹介と創業時の注意点」と題して、当協会の概要、宮崎県内の創業動向、創業時の審査ポイントの説明を行いました。



●資金繰り表作成ワークショップの開催

令和5年9月7日（木）、都城市総合文化ホール・ワークルームにおいて「資金繰り表作成ワークショップ」を開催しました。

当日は事業者14企業にご参加いただき、実際に自社の資金繰り表を作成することによって、資金繰り表作成の重要性を理解していただくことを目指しました。



勉強会・研修会

●市町融資制度担当者事務会議の開催

令和5年10月18日（水）、KITENビル8階中会議室にて中小企業融資制度担当者事務会議を開催しました。対面での開催は令和元年度以来4年振りとなります。

県内19市町の担当者23名にご出席いただき、当協会職員より信用保証の概要や利用状況について説明し、その後意見交換が行われました。



●TKC九州会宮崎支部と宮崎銀行との情報交換会への参加

11月から12月にかけて開催されましたTKC九州会宮崎支部及び宮崎銀行との情報交換会に参加しました。当協会から信用保証の利用状況及び取組みについて説明し、TKC及び宮崎銀行からもそれぞれの取組みについて説明がなされました。

開催日	地区	開催日	地区	開催日	地区
11/9（木）	小林地区	11/16（木）	都城地区	11/27（月）	西都地区
11/14（火）	日向地区	11/17（金）	延岡地区	12/5（火）	宮崎・油津地区



●JA宮崎中央主催「信用保証にかかる勉強会」への参加

当協会では令和5年12月1日（金）に宮崎中央農業協同組合（JA宮崎中央）と信用保証約定書を交わしたことから、令和5年12月22日（金）、同組合主催の「信用保証にかかる勉強会」が開催され、講師を派遣しました。

当日はJA宮崎中央金融部およびJA宮崎信連の皆さまにご参加いただき、信用保証制度の仕組みや保証申込手続きなどについて講義を行い、理解を深めていただきました。



宮崎大学への講師派遣

宮崎大学と当協会は、平成29年12月に「地域の中小企業の発展並びに地域社会の発展に貢献していくこと」を目的として、業務連携に関する協定書を締結しており、例年、講義への講師派遣等を行うことで連携を図っております。

●令和6年1月17日 「自治体政策論」

地域資源創成学部の2年生を対象とした講義に協会職員4名を講師として派遣しました。講義では信用保証協会の役割や業務内容に加え、同学部卒業の職員による仕事上の経験談等を約20名の学生に受講いただきました。



●令和6年1月21日 集中講義「地域産業入門」

集中講義「地域産業入門」に協会職員2名を講師として派遣しました。

講義では各学部の受講者約130名に、宮崎の産業について事前に学んだうえで自身が起業することを想定し、起業時の事業計画書について必要性や作成プロセス等を説明し、事業コンセプトや資金・収支計画を検討し、実際に事業計画書に落とし込むワークに取り組みました。



信用保証申込手続きの電子化の開始

当協会は、令和6年3月18日（月）から、宮崎銀行との間で「信用保証協会電子受付システム」を活用した保証申込手続きの電子化を開始しました。

1. 概要

「信用保証協会電子受付システム」は、全国51の信用保証協会が信用保証申込手続きの電子化を進めるために全国信用保証協会連合会が構築したシステムで、従来は紙で行っていた保証申込手続きを電子化することが可能となります。



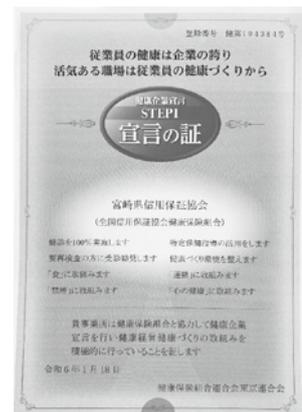
2. 目的と効果

保証申込手続きの電子化により、申込書類の郵送や持ち込みが不要となることで金融機関の事務負担が軽減されます。また、保証審査のリードタイム短縮により中小企業者へのスピーディーな融資実行が可能となります。

健康企業宣言を行いました

組織の活性化や生産性の向上、健康づくりに取り組むため「健康企業宣言」を行いました。

今後も職員への健康に対する意識向上や健康経営への取組みを積極的に行ってまいります。



SDGsへの取組み

『事業の維持・創造・発展に努める中小企業・小規模事業者に対し、公的機関としてその将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて金融の円滑化に努めるとともに、金融相談、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献する』という信用保証協会の理念の下、「SDGs（持続可能な開発目標）」の趣旨に賛同し、地域経済や社会の持続的な発展への課題解決に向けた取組みを推進します。



経済課題への取組み

<p>信用保証</p>	<p>中小企業者のニーズ等に応じた金融支援に取り組み、地域経済の発展に貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SDGsに取り組む事業者を支援する保証制度の創設 ・創業期の事業者を対象としたセミナーの開催 ・女性者、シニア、UIターン等に該当する事業者に対し保証料を優遇する保証制度 
<p>経営支援</p>	<p>個社支援の拡充や、資金繰り円滑化への対応によって、中小企業者の成長・発展に貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮崎県中小企業支援ネットワークによる関係機関が連携した取組み ・専門家派遣事業等を活用した事業者支援 ・商談会や事業者向け講演会等の開催  
<p>ガバナンス</p>	<p>コーポレートガバナンスの取組みによる健全な経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信用保証委託契約書の「反社会的勢力の排除条項」 ・反社会的勢力との対決 ・コンプライアンス遵守の徹底 

社会課題への取組み

人材育成	各種研修制度や資格取得により職員のスキル向上に貢献	
	<ul style="list-style-type: none"> ・階層別、課題別研修等による職員の知識向上 	 
働きやすい環境づくり	有給休暇取得の推進や育児休業取得の推進	
	<ul style="list-style-type: none"> ・女性のみならず男性の育児休業取得の推進 	
地域貢献	県内の大学との連携協力協定の締結	
	<ul style="list-style-type: none"> ・宮崎大学との連携協力協定の締結 ・大学が行う講義への講師派遣 	
仕事体験の実施	就業体験により、学生が仕事やキャリアについて考える機会を提供	
	<ul style="list-style-type: none"> ・1day仕事体験の実施 ・企業説明会の実施 	 

環境課題への取組み

デジタル化の推進	ペーパーレス化に取り組むことで資源を守ることに貢献	
	<ul style="list-style-type: none"> ・保証業務の電子化 ・会議資料のペーパーレス化 ・使用済用紙のリサイクル 	
クールビズ	節電により地球温暖化防止に寄与	
	<ul style="list-style-type: none"> ・通年ノーネクタイの実施 ・ポロシャツ等の着用許可（5月～10月） 	 
ESG投資	SDGs債等の購入により環境問題解決を側面的支援	
	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーンボンド・ソーシャルボンド・サステナビリティボンドへの投資 	
電気自動車	地球温暖化防止に向けた取組み	
	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車を導入 	 

広報活動

(1) 保証月報の発行

当協会からのお知らせや統計資料等を掲載した保証月報を毎月作成し、ホームページに掲載しております。



(2) 当協会公式LINEの運用

令和5年4月1日より、情報発信力の強化を目的とし、新たな広報媒体として公式LINEアカウントの運用を開始いたしました。

当協会が発信する保証制度や経営支援メニュー、各種の取組みなど利用者の皆さまにお役立ていただける情報をタイムリーに配信してまいります。



(3) ホームページの活用

当協会の概要、信用保証制度の仕組み、保証制度のご案内、各種セミナーの開催案内等の最新情報を随時ホームページに掲載しております。



HPはこちら



(4) ディスクロージャー誌、信用保証のご案内等の作成

信用保証制度や当協会に対する理解を深めていただくため、業務内容や事業計画、信用保証の仕組みや各種保証制度一覧を掲載した各誌を作成し、ご案内しております。



(5) 各種広告媒体の活用

信用保証制度の認知度向上のため、商工団体会報誌や中小企業テクノフェアへの広告等を活用し、幅広い広報活動に取り組んでいます。



宮崎商工会議所ニュース（会報）



中小企業テクノフェア in 九州2023



アミノバイタル®トレーニングセンター宮崎

(6) ノベルティグッズの製作

信用保証制度普及促進のため、壁掛けカレンダー、卓上カレンダー、手帳、付箋、除菌アルコールウェットティッシュを製作しました。



中期事業計画（令和6年度～令和8年度）

宮崎県信用保証協会は、「信用保証」を通じて地域中小企業・小規模事業者の金融円滑化に寄与し、創業支援や事業承継支援、再生支援等の「経営支援」に積極的に取り組むことで、地域中小企業・小規模事業者の健全な育成と地域経済の発展に貢献するため、令和6年度～令和8年度までの3カ年における基本方針について次のように決めました。

(1) 中小企業者への金融円滑化への取組み

物価高騰や人手不足の影響等により中小企業者の経営環境は依然厳しい状況にある。

そのため金融機関や支援機関との連携を深め、引き続き中小企業者に寄り添った金融支援及び資金繰り支援を実施する。

(2) 経営改善・事業再生・再チャレンジ支援等への連携した取組みの促進

社会経済活動の正常化が進む一方、物価高騰や人手不足等の影響により、依然として厳しい状況に置かれている中小企業者が数多く存在している中、実質無利子・無担保融資の返済が本格化している。従来からの経営改善への支援のみならず、金融機関や支援機関と連携しながら、実情に応じた経営改善・事業再生・再チャレンジ支援等にも積極的に取り組む。

また、経営支援の効果について、売上高や営業利益の増加企業数割合などに着目して検証し、より効果的な経営支援の実現に繋げていく。

(3) 事故報告・代位弁済の発生を未然に防ぐ取組みの強化

延滞発生や事故報告書の受付件数は増加傾向にあり、そのピークは令和6年度になるものと見込まれ、その後は調整が進み沈静化に向かうと予測するが、事故・代位弁済を最大限回避するための取組みを遅滞なく推進していく。

(4) 求償権回収の最大化・事業再生等への支援

民間ゼロゼロ融資を中心とした資金繰り支援により当協会の保証債務残高は増加するとともに、代位弁済件数は公的支援の効果もありコロナ禍においては低水準に抑えられていたが、足元では次第に増加傾向にあることに加え、無担保無保証人の求償権が殆どであることから、回収を取り巻く環境はますます厳しくなっている。

こうした状況を踏まえ、より業務効率を高めることを意識しながら、求償権回収の最大化や事業再生・再チャレンジ等への取組みを推進していく。

(5) 業務を円滑に遂行する体制の確立

保証及び経営支援の業務を円滑に遂行するため、協会内部だけでなく協会を利用する事業者や関係機関なども考慮した利用環境の充実や利便性向上に取り組んでいく。

(6) 協会を取り巻く外部環境変化への対応

中小企業者の経営環境の変化とともに各種支援策も変化していく。このため、協会もその変化に的確に対応していくとともに、協会に関連する各施策や事業内容について積極的に情報を発信する。また、地域貢献に資する様々な取組みも引き続き行う。

(7) 関係機関との連携強化及び再構築

協会各業務の円滑な遂行には関係機関との連携が不可欠であることから、コロナ禍で中断していた情報交換等の機会を再び増やしていくことにより、連携の強化及び再構築を図る。

(8) 法令等遵守への取組み強化

公的な保証機関としてのガバナンス体制を維持するため、コンプライアンスの強化に取り組むとともに、反社会的勢力等による不正利用の防止に積極的に取り組んでいく。

事業計画

(単位：百万円、%)

	令和6年度			令和7年度		令和8年度	
	金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比	金額	対前年度 計画比	金額	対前年度 計画比
保証承諾	40,000	105.3	90.9	35,000	87.5	35,000	100.0
保証債務残高	176,000	88.3	89.8	166,000	94.3	157,000	94.6
代位弁済	2,814	156.3	143.5	2,211	78.6	1,809	81.8
実際回収	300	100.0	95.5	300	100.0	300	100.0

令和6年度経営計画

1. 経営方針

(1) 業務環境

1) 宮崎県の景気動向

新型コロナウイルス感染症の5類移行後、県内の景気動向は緩やかに回復している。個人消費は物価上昇の影響がみられるものの、人流の増加に伴い客足の戻りがみられるなどの経済正常化を背景として、緩やかに回復しつつある。生産活動は、食品工業が横ばいの状況のなか、電子部品・デバイス工業は海外需要の減少などの影響で弱い動きとなっている。雇用情勢は有効求人倍率が緩やかに上昇している。特に運送業、郵便業などは新規求人数で前年を上回っている。

また、先行きについても雇用、所得環境が改善するもとで、各種政策の効果もあって回復していくことが期待される。ただし、物価上昇や金融資本市場の変動などの影響に十分留意する必要がある。

2) 中小企業・小規模事業者を取り巻く環境

県内の景気は緩やかに回復しつつあるが、長引く物価上昇の影響が多方面に広がっており、とりわけ中小企業者を取り巻く環境は、コロナの影響が長期化したことと、中小企業者の債務が増大したことに加え、その後に生じた原油・原材料価格高騰の中で価格転嫁が出来ないことが収益力改善の足かせとなっている。このため、人材確保に向けた賃上げにも踏み切れない状況が見られる。

県内の企業倒産（負債額1,000万円以上）は負債総額は前年と比べ減少はしているものの、小口倒産が増加傾向にあり今後の動向に注視する必要がある。

事業承継問題については国内企業の3社に2社が後継者不在という状況である一方、県内では後継者不在率は改善しつつある。しかしながら、黒字での休廃業や解散も依然として一定の水準で推移していることから、引き続き喫緊の課題といえる。

(2) 業務運営方針

信用保証協会に求められる役割は、コロナ禍による影響の緩和を中心とした対応から、挑戦意欲のある中小企業者の経営改善や再生支援などの前向きな支援や経営者保証に依存しない融資慣行の確立への対応に軸足が移りつつあり、その役割に対する期待も大きくなってきている。

令和6年度は国が策定した「挑戦する中小企業応援パッケージ」を踏まえ、中小企業者へ寄り添った金融支援や資金繰り支援などの取組みを金融機関や支援機関とより一層連携しながら推進するとともに、信用保証協会を取り巻く外部環境の変化への対応を着実にやっていく。

2. 重点課題

【保証部門】

(1) 現状認識

新型コロナが感染症法の5類に移行し、社会経済活動が平時に戻りつつあるが、物価高騰や人手不足の影響を受け、中小企業者の経営環境は引き続き厳しい状況にある。このような中で、中小企業者の事業継続や発展を支えるためには、金融機関や関係機関等と連携した適切な資金繰り支援、創業支援、事業承継支援が重要である。

また、スムーズな創業や事業承継、前向きな資金繰り支援においては、経営者保証に依存しない融資慣行への確立に取り組むことも必要である。

(2) 具体的な課題

- ①中小企業者へのアフターコロナに対応した金融支援・資金繰り支援
- ②創業者・事業承継者への支援
- ③経営者保証に依存しない融資慣行の確立

(3) 課題解決のための方策

①中小企業者へのアフターコロナに対応した金融支援・資金繰り支援

経済活動が平時に戻りつつある中での中小企業者の資金需要に対し、引き続き柔軟に対応する。また、未だ物価高騰や人手不足の影響により厳しい経営環境にあって過剰債務に苦慮している中小企業者に対し、返済緩和や借換えなどによる資金繰り支援や経営支援部と連携した経営改善支援に取り組む。

中小企業者の資金需要に柔軟に対応するため、金融機関と情報交換等を行うとともに、経営状況やライフステージに対応した協会や地公体の保証制度等についての案内を行う。

②創業者・事業承継者への支援

起業者の掘り起こしへの取組みとして、支援機関が実施するセミナーに参加協力し、その中で起業時の留意点や資金調達時における協会利用のメリット等を周知し、起業時には必要な資金調達を支援する。また、創業後も定期的なフォローアップやワークショップの開催により、創業期の中小企業者に対し寄り添った支援を実施する。

事業承継の促進及び円滑な実現ができるように宮崎県や事業承継・引継ぎ支援センター等の支援機関と連携を図ることにより、中小企業者の意識喚起や関連する保証制度の利用を促進する。また、事業承継に係る様々な相談・事案については、必要に応じて支援機関の紹介を行う。

③経営者保証に依存しない融資慣行の確立

中小企業者の資金調達時における経営者保証に依存しない融資慣行の確立のため、勉強会や金融機関への訪問においてその仕組みや制度の周知を図ることにより、「経営者保証改革プログラム」の適切な運用に努める。

また、創業時や創業後間もない中小企業者の資金調達において経営者保証を不要とする「スタートアップ創出促進保証制度」や保証料の上乗せにより経営者保証の機能を代替する手法を活用した制度等について、周知及び利用促進を図る。

【経営支援部門】

(1) 現状認識

新型コロナが感染症法上の5類感染症に移行し、社会経済活動の正常化が進みつつある一方、物価高騰や人手不足の影響等により、依然として厳しい状況に置かれている中小企業者が数多く存在している中、実質無利子無担保融資の返済が本格化しており、令和6年5月までにはほぼ全ての保証が当初に設定している初回返済日を迎える状況にある。

このため、資金繰り支援にとどまらない、事業者の実情に応じた経営改善、事業再生、再チャレンジ支援等に取り組んでいく必要がある。

(2) 具体的な課題

- ①早期の経営改善・事業再生・再チャレンジ支援等の推進
- ②中小企業支援ネットワーク事業の充実
- ③経営支援の効果検証

(3) 課題解決のための方策

①早期の経営改善・事業再生・再チャレンジ支援等の推進

これまで同様、中小企業者への訪問をメインとしたヒアリングにより、中小企業者が抱えている経営課題や求められている経営支援のニーズなどを的確に把握し、資金繰り支援だけでなく経営改善・事業再生・再チャレンジ支援等の取組みを、先延ばしすることなく推進していく。

②中小企業支援ネットワーク事業の充実

「宮崎県中小企業支援ネットワーク」の事務局として、活動の柱としている「相談事業」「協働事業」「研修・勉強会事業」について、参加機関の連携による、より充実した各種支援が行えるようサポートしていく。

また、未だ厳しい経営環境に置かれ、過剰債務を抱えることとなった中小企業者が数多く存在している状況であり、支援を行き届かせるためには相当のマンパワーが必要であることは言うまでもなく、同ネットワークでの連携を活かした取組みを行う。

③経営支援の効果検証

多様化かつ複雑化している中小企業者の課題に応じたより効果的な経営支援の実施に向け、定量的な効果検証が求められており、当協会においては売上高及び営業利益が増加した企業数の割合を効果検証の指標とし、経営支援が終了した翌年度から、それぞれで50%、また両方で30%維持することを目標とする。また、中小企業者の経営支援を受けての満足度などによる検証も実施する。

【期中管理部門】

(1) 現状認識

物価高騰や人手不足の影響等により、依然として厳しい状況に置かれている事業者が多く存在している中、実質無利子・無担保融資の返済が本格化しており、延滞発生、並びに事故報告書の受付件数は増加傾向にある。

代位弁済に至る状況を最大限回避するためにも、当協会による初動体制の強化を図るとともに、一時的な対応にとどまらない持続的な経営安定に資する支援にも取り組む必要がある。

(2) 具体的な課題

- ①初動体制の強化
- ②収益力改善・事業再生・再チャレンジ支援等を意識した取組み

(3) 課題解決のための方策

①初動体制の強化

約定返済の延滞発生は事故報告や代位弁済に繋がりがねない重要なシグナルであることから、ただちに中小企業者及び金融機関への訪問や電話などのアクションを起こし、正確かつ細かく状況を把握する。事故報告を受領した中小企業者についても、可能な限り代位弁済を回避することを念頭に置き、適時適切に対応方針を検討・決定のうえ対応していく。

代位弁済が不可避と判断された場合には、代位弁済事務を円滑に行ったうえで、初年度回収率向上に向けて早い段階から協議・交渉を行っていく。

②経営改善・事業再生・再チャレンジ支援等を意識した取組み

期中管理業務に取り組むにあたっては、中小企業者に対する経営支援を常に意識し、一時的な事故回避にとどまらず、持続的な経営の安定に資する経営支援策の提案や実施に積極的に取り組んでいく。

【回収部門】

(1) 現状認識

コロナ禍における公的支援の成果もあり、代位弁済件数は低水準で抑えられていたものの、足元では次第に増加傾向にあり、令和6年度はピークを迎えるものと見込んでいる。また、求償権においては無担保無保証人のものが殆どであり、回収を取り巻く環境はますます厳しいものとなっている。

こうした状況を踏まえ、より業務効率を高めることを意識しながら回収の最大化及び事業再生・再チャレンジへの取組みを推進する必要がある。

(2) 具体的な課題

①初動体制の充実

②弁済継続先や事業継続先への現況把握と事業再生・再チャレンジ支援等への取組み

③業務効率の向上

(3) 課題解決のための方策

①初動体制の充実

期中管理事務において決定した対応方針に基づき、速やかな事前求償権の行使を含めた回収手続やスムーズな代位弁済に向けた事務手続きを実施する。また、代位弁済以降、弁済がなされず膠着状態が続いている案件については、状況把握を徹底することにより早期に回収の可能性を見極める。

②弁済継続先や事業継続先への現況把握と事業再生・再チャレンジ支援等への取組み

分割弁済継続先や事業継続先の現況を把握し、単に弁済額増額の交渉だけでなく、事業再生・再チャレンジ目線での支援策の提案や求償権消滅保証の検討など、債務者や関係人の誠意ある姿勢に応えられるよう取り組んでいく。

③業務効率の向上

限られたマンパワーにおいて最大限の回収を図るため、求償権分類作業をはじめ事務作業を徹底して見直すことにより、さらに業務効率を高め、現況把握のための現地調査や債務者や関係人との交渉に注力する。

【その他間接部門】

(1) 現状認識

多様化する事業者のニーズに対応するためには、職員の能力向上や能力を発揮できる職場環境の整備、大規模災害等の危機に対応する管理体制の強化に取り組む必要がある。

また、様々な需要に応じた保証制度の安定的な運用により、金融の円滑化を図る必要がある。コロナ禍で中断していた情報交換の機会が増えたことを踏まえ、同様の機会を継続することにより、各業務の円滑

な遂行に繋げる。さらに、信用保証協会の認知度の向上を目指し、地域に根差した取組みをより一層充実させることも重要である。

さらに、協会内の限られた人的資源を活用する為、デジタル化による業務効率化や顧客及び金融機関の利便性向上を図るための保証申込電子化の推進に継続して取り組む必要がある。

また、公的な中小企業支援機関として社会的責任を果たすため、引き続きコンプライアンス態勢の強化にも努める必要もある。

(2) 具体的な課題

〈総務部門〉

- ①社会の要請に対応できる人材の確保・育成
- ②働き方改革と職場環境改善の推進
- ③危機管理体制の強化

〈企画部門〉

- ①保証制度の安定的な運用
- ②関係機関との連携強化
- ③効果的な広報活動・情報発信の推進
- ④地域貢献への取組みの充実

〈システム部門〉

- ①デジタル化及びペーパーレス化による業務改善の推進
- ②保証申込電子化の推進

〈コンプライアンス部門〉

- ①従業員のコンプライアンス意識の向上
- ②反社会勢力等の協会不正利用防止に向けた取組みの強化

(3) 課題解決のための方策

〈総務部門〉

- ①社会の要請に対応できる人材の確保・育成

計画的な採用による人材の確保と育成を行う。また、資格取得の奨励や内部研修・各種団体が主催する研修会への職員派遣を行うことで職員が学び、成長する組織風土を作る。さらに職員育成の手段として人事評価制度を定着させる。

- ②働き方改革と職場環境改善の推進

積極的な年休消化、育児休暇等の取得を推進する。また、60歳以降の多様な働き方の整備を進めることでワークライフバランスの向上を目指す。さらに、令和5年度に行った健康経営宣言に基づく職場環境の整備を図り、次年度以降の上位認証取得に向けた取組みを行う。

- ③危機管理体制の強化

災害発生を想定した訓練を定期的に行うとともに、安否確認システム使用の習熟を図る。また、BCPの改善や老朽化が進んでいる事業所の在り方について、調査・検討を行う。

〈企画部門〉

- ①保証制度の安定的な運用

経営者保証に関連する新制度をはじめたとして国及び自治体の施策に対し、確実かつ遅滞なく対応するとともに、事業者および金融機関等が制度利用において混乱が生じないように十分に周知する。

②関係機関との連携強化

金融機関や関係機関の担当者間で情報交換を行う場について、前年度実績を踏まえ実施方法等を再検討する。また、自治体担当者向けの研修や情報交換を行う会議を継続して実施する。

③効果的な広報活動・情報発信の推進

今年度より保証月報をリニューアルし、視認性の改善や発信内容を充実させる。

また、ホームページやディスクロージャー誌等、既存の広報媒体及び近年開始した広報媒体を維持しつつ、必要に応じて新たなチャンネルを検討する。

④地域貢献への取組みの充実

学生向けに協会の取組み等を周知する講義等については、県内の大学を中心に積極的に実施する。

また、前年度に「SDGs宣言」したことを踏まえ、新たな取組みを内部への浸透と合わせて推進していく。

〈システム部門〉

①デジタル化及びペーパーレス化による業務改善の推進

デジタル技術の活用による業務効率化及び刷新を図るべく令和4年度策定の「デジタル化推進計画」を引き続き推進する。具体的には、勤怠・給与システムを導入しバックオフィスの業務効率化を行う。また、ペーパーレス化、押印レス化のための文書管理、電子決裁（ワークフロー）の導入を推進する。

②保証申込電子化の推進

中小企業者及び金融機関の利便性向上を図るため、金融機関及び関係機関と連携し、「信用保証協会電子受付システム」の円滑な導入と安定運用に努める。

〈コンプライアンス部門〉

①役職員のコンプライアンス意識の向上

コンプライアンス・プログラムに基づく研修やチェックシートの活用により法令等遵守の重要性を周知し、コンプライアンスへの意識向上に取り組む。

②反社会勢力等の協会不正利用防止に向けた取組みの強化

公知情報等を基に構築しているデータベースを駆使し、警察や弁護士等の関係機関とも連携を図り、組織一体で不正利用の排除と防止に取り組む。

3. 事業計画

(単位：百万円、%)

	金額	対前年度計画比	対前年度実績見込比
保証承諾	40,000	105.3	90.9
保証債務残高	176,000	88.3	89.8
保証債務平均残高	185,000	88.6	90.2
代位弁済	2,814	156.3	143.5
実際回収	300	100.0	95.5
求償権残高	783	148.6	91.6

宮崎県信用保証協会のコンプライアンスについて

信用保証協会は、信用保証制度全体に対する信頼の確立を目指すため、役職員一丸となって、コンプライアンスの実践に取り組んでおります。

「信用保証協会倫理憲章」を基本的な柱として、平成16年6月に「コンプライアンス・マニュアル」を策定。その内容は①コンプライアンスの実践に係る基本方針、②具体的な行動規範、③コンプライアンス体制と組織、④協会及び役職員が遵守又は注意しなければならない主な法律等、にて構成されています。

「コンプライアンス・プログラム」に基づく コンプライアンス態勢強化の取組み

1. コンプライアンス・プログラムの策定は、理事会の承認事項としています。
2. 役員の積極的な取組み姿勢
3. 監事による法令遵守状況のチェック
4. コンプライアンス委員会を実施し、役職員に対するコンプライアンス意識の強化を図っています。
5. 各種コンプライアンス研修会を実施し、役職員に対するコンプライアンス意識の強化を図っています。
6. 全職員に対して、コンプライアンス・チェックシートを実施し、コンプライアンス違反の有無をチェックしています。

信用保証協会倫理憲章

信用保証協会は、国および地方公共団体の支援のもとに、「信用保証」を通じて金融の円滑化に努めることにより、中小企業と金融機関とを結ぶ「架け橋」として、中小企業の振興と地域経済に貢献します。

そのため、信用保証協会は、社会からの揺るぎない信頼の確立を得られるよう、高い自己規律に基づき更なる努力を続けてまいります。

信用保証協会の 公共性と社会的責任

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図ります。

質の高い 信用保証サービス

経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献します。

法令やルールの 厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な事業活動を遂行します。

反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固対決します。

地域社会に対する貢献

広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努めます。

宮崎県信用保証協会は、信用保証協会法（昭和28年8月10日、法律第196号）に基づく法人であり中小企業等の皆様（以下、「お客様」といいます。）が金融機関から貸付等を受ける際に、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもってお客様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等させていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取り扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

1 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

2 個人情報の取得・利用・提供

- (1) 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては、当協会のホームページ（または備え付けのパンフレット）「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- (2) 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記利用目的以外には利用いたしません。
- (3) 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供、開示いたしません。
- (4) お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外には利用いたしません。

3 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取り扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

4 個人情報保護の維持・管理

当協会は、お客様の個人情報の取り扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

5 個人データの委託

- (1) 当協会は、個人情報保護法第23条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取り扱いを外部に委託する場合があります。
- (2) 委託する場合には適正な取り扱いを確保するため、契約の締結、実施状況の点検を行います。

6 個人データの開示・利用目的の通知

- (1) 法令等定める場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示及びその利用目的の通知を求めることができます。
- (2) 請求の方法は当協会窓口を設置しております「保有個人データ」開示等申請書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口へ持参（または郵送）ください。
- (3) 個人データの開示および利用目的の通知につきましては実費相当額（1件につき300円）をいただきます。

7 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- (1) 当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記窓口にご相談ください。調査確認のうえ、法令等に定める場合を除き、訂正又は削除いたします。
- (2) お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用を停止いたします。
- (3) お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者へ提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- (4) 6、7の具体的な手続きにつきましては、当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の「8. (3) 開示等の請求等に応じる手続き等に関する事項」をご覧ください。

8 質問・苦情について

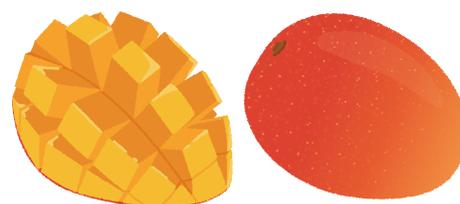
当協会は、お客様からの個人情報に関する苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

9 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

お問い合わせ

住 所	宮崎市宮田町2番23号
電話番号	0985-24-8251
部署名	総務部 総務課



ご利用いただけるお客様

(1) 企業規模要件

常時使用する従業員数または資本金のいずれか一方が下表に該当する場合にご利用いただけます。

業 種	資 本 金	従 業 員 数
製 造 業 等（建設業、運送業、不動産業を含む）	3 億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業 並びに工業用ベルト製造業を除く	3 億円以下	900人以下
卸 売 業	1 億円以下	100人以下
小 売 業・飲 食 業	5 千万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5 千万円以下	100人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3 億円以下	300人以下
旅 館 業	5 千万円以下	200人以下
医療を主たる事業とする法人	—	300人以下

(注1) 組合は、当該組合が保証対象事業を営むもの、または、その構成員の3分の2以上が保証対象事業を営んでいれば対象となります。

(注2) 特定非営利活動法人（NPO法人）は、常時使用する従業員数が該当することが必要です。

(2) 対象業種

中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業のほとんどがご利用になれます。

ただし、農業・林業・漁業、金融・保険業、サービス業のうち風俗関連営業等、宗教・政治・経済・文化団体、その他中小企業信用保険法において対象となっていない業種についてはご利用いただくことができません。

また、許認可や届出を必要とする事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けることが必要となります。

(3) 区域要件

○個人の場合 住居または事業所のいずれかが「宮崎県内」にある企業

○法人の場合 本店または事業所のいずれかが「宮崎県内」にある企業

※ただし、保証制度要綱で別に定めがある場合はその定めによります。

原則として保証を受けられない方

- ・信用保証協会（他の信用保証協会を含む）に求償債務が残っている主債務者・連帯保証人（ただし、事業再生保証、求償権消滅保証の対象となる中小企業者等を除く）
- ・信用保証協会の保証付融資について延滞等の債務不履行がある方（ただし、再生計画に基づき、支援対象となる中小企業者等を除く）
- ・銀行取引停止処分中の方
- ・提出書類に虚偽の記載がある場合
- ・金融斡旋屋等の第三者または暴力団関係者が介在する場合

・反社会的勢力等と当協会が判断した場合

※信用保証のご利用にあたっては、金融機関ならびに当協会の審査があり、ご希望に沿えない場合がございますので、ご了承ください。

保証の内容

(1) 保証限度額

個人・法人・医療法人	組 合
2億8,000万円 (無担保保証8,000万円含む)	4億8,000万円 (無担保保証8,000万円含む)

※上記の保証限度額のうち、無担保保証の限度額は8,000万円です。尚、無担保保証の限度額には、無担保無保証人の限度額2,000万円を含みますが、ご利用に際しては別途要件があります。(従業員数、居住要件、納税要件等)

※国の施策による特別の資金を対象とした保証(特別保証)で、上記の保証とは別に制度毎に限度額が定められています。

(2) 資金使途

事業経営に必要な運転資金と設備資金に限られます。

運 転 資 金 原材料の仕入れ、買掛金の決済、人件費等、事業運営に必要な資金

設 備 資 金 機械の購入、店舗の改装、修理等、事業運営に必要な資金

※対象外資金 …… 生活資金、住宅資金、投機資金、借入金返済資金等
(ただし、保証協会が特に認めた場合を除く)

(3) 連帯保証人

法人の場合 必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要とします。

個人の場合 原則として連帯保証人は不要とします。

尚、制度要綱で別に定めがある場合はその定めによります。

また、実質的な経営者、営業許可名義人、事業承継予定者、同一事業に従事している配偶者の方に連帯保証人になっていただく場合があります。

(4) 担 保

必要に応じて、担保を提供していただきます。担保物件は、原則として不動産、有価証券及び流動資産などです。

(5) 各種保証制度

各種の保証制度については、保証協会窓口に備え付けの「信用保証のご案内」に掲載しておりますのでご確認ください。当協会のホームページにも掲載しております。

責任共有制度について

保証協会と金融機関とが責任を共有し、両者が連携して中小企業の皆さまに対する融資・経営支援など、より一層適切な支援を行うことを目的として、平成19年10月1日に責任共有制度が導入されました。

責任共有制度とは

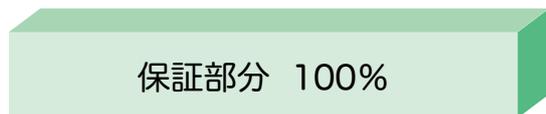
従来、原則100%保証（全部保証）であった保証付融資について、金融機関が一定のリスクを負担する仕組みに変更したもので、「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があります。金融機関が2つのうちからいずれかを選択して採用することとなっています。

金融機関の負担割合

金融機関の責任負担割合は2割、信用保証協会の責任負担割合は8割となります。金融機関の負担割合はいずれの方式においても同等です。

負担金方式

◎ 保証時



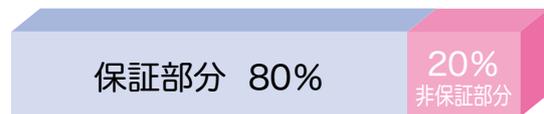
◎ 代位弁済時



残高の全額（100%）について保証協会が代位弁済しますが、事後的に約20%の負担金を保証協会に支払うこととなります。

部分保証方式

◎ 保証時



◎ 代位弁済時



残高の80%部分について保証協会が代位弁済しますが、残りの20%については金融機関の負担となります。

対象となる制度

原則としてすべての保証が対象となりますが、一部、対象から除外となる保証制度があります。

責任共有制度の対象外となる保証

- (1) 経営安定関連特例保険（セーフティネット）1号～4号、6号を付保する保証
 - (2) 災害関係特例保険を付保する保証
 - (3) 創業関連特例保険を付保する保証
 - (4) 危機関連特例保険を付保する保証
 - (5) 東日本大震災復興緊急特例保険を付保する保証
 - (6) 特別小口保険を付保する保証
 - (7) 事業再生保険を付保する保証
- 以上（1）～（7）は信用保険の種別による対象除外
- (8) 小口零細企業保証制度（国の全国統一小口保証制度）及び同制度を準用した地方自治体の制度
 - (9) 求償権消滅保証
 - (10) 破綻金融機関等関連特別保証（中堅企業特別保証）
- 以上（8）～（10）は信用保証制度による対象除外

信用保証料について

信用保証料は、信用保証協会と中小企業者との信用保証委託契約に基づき、信用保証協会の保証をご利用いただく対価としてお支払いいただくものです。この信用保証料は、日本政策金融公庫に支払う信用保険料、代位弁済に伴う損失の補てん、経費等、信用保証制度を運用する上で必要な費用に充当するものです。

信用保証料は、金融機関から融資を受ける際、金融機関を通じてお支払いいただきます。信用保証料率は、中小企業者の経営状況を踏まえた料率体系とし、基本となる保証料率を0.5%～2.2%（責任共有制度対象外の場合）の範囲で9区分に細分化しております。

尚、信用保証料以外の手数料（調査料、相談料、斡旋料）等は一切いただいておりません。

信用保証料率

基本となる保証料率は、財務その他経営に関する情報を基に、リスク計測モデル（CRDモデル）により算定した下記の区分により定め、責任共有制度の対象保証には「責任共有保証料率」、対象外保証には「責任共有外保証料率」が適用されます。

【リスク考慮型基準料率表】

区 分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
（特殊保証）	1.62%	1.49%	1.32%	1.15%	0.98%	0.85%	0.68%	0.51%	0.39%
責任共有外保証料率	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%
（特殊保証）	1.87%	1.70%	1.53%	1.36%	1.15%	0.94%	0.77%	0.60%	0.43%

※特殊保証は、極度保証（手形割引根保証）、当座貸越根保証及び事業者カードローンに適用します。

※CRDとは … 経済産業省の発案により、中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設された「中小企業信用リスク情報データベース（credit risk database）」の略称で、信用保証協会や金融機関から中小企業の財務データを収集し、これをデータベース化したものです。現在は非営利法人である「一般社団法人CRD協会」によって運営されています。

※経営状況により保証料率が上がる場合、下がる場合があります。また、最終的な保証料率は、財務内容以外の要因も加味して決定しております。



信用保証制度の種類 (令和6年4月1日時点)

●協会制度●

制度名	資金用途	保証限度額	保証期間	融資利率	保証料率
一般保証	運転・設備	個人・法人 2億円	原則20年以内	金融機関所定	0.45%~1.90%
事業者カードローン	運転・設備	100万円以上 2,000万円	1年又は2年	金融機関所定	0.39%~1.62%
当座貸越根保証	運転・設備	100万円以上 2億8,000万円	1年又は2年	金融機関所定	0.39%~1.62%
流動資産担保融資保証	運転・設備	2億円	根保証1年間 個別保証1年以内	金融機関所定	0.68%
経営安定関連保証 (セーフティネット保証)	運転・設備	個人・法人 2億8,000万円	10年以内	金融機関所定	(1~4、6号) 0.80% (5、7、8号) 0.70%
伴走支援型特別保証	運転・設備	個人・法人 1億円	10年以内	金融機関所定	0.20%~1.15%
事業再生計画実施関連保証	運転・設備	個人・法人 2億8,000万円	15年以内	金融機関所定	0.20%~1.00%
スタートアップ創出 促進保証制度	運転・設備	3,500万円	10年以内	金融機関所定	1.20%
事業者選択型経営者保証 非提供促進特別保証	運転・設備	法人 8,000万円	10年以内	金融機関所定	0.55%~2.20%
プロパー融資借換特別保証	借換資金	法人 2億8,000万円	10年以内	金融機関所定	0.45%~1.90%

●宮崎県中小企業融資保証制度●

制度名	資金用途	保証限度額	保証期間	融資利率	保証料率	
創業・ 新分野進出 支援貸付	業 再 創 新 運 転・設 備	3,500万円	創 業	運転7年以内 設備10年以内	0.80%~1.30%	0%~0.40%
			再 次	運転7年以内 設備10年以内	0.80%~1.30%	0%~0.40%
			業 非 提 供	運転7年以内 設備10年以内	0.80%~1.30%	0.20%~0.60%
			新 分 野	運転1億円 設備1億円	運転7年以内 設備10年以内	1.00%~1.50%
経営安定貸付	運転・設備	5,000万円	運転7年以内 設備10年以内	1.20%~2.00%	0.45%~1.65%	
経営支援 貸付	運 転・設 備	5,000万円	借 換	10年以内	経営安定貸付の融資 利率以内	0.45%~1.65%
			経 営 支 援	15年以内	1.00%~1.50%	0%
			コ ロ ナ 対 応 借 換 型	10年以内	1.20%~1.40%	0%
			売 上 減 少	運転3,000万円 設備5,000万円	運転7年以内 設備10年以内	1.00%~1.50%
災害対策 貸付	運 転・設 備	運 転3,000万円 設 備5,000万円	災 害 対 策	運 転7年以内 設 備10年以内	1.00%~1.50%	0.40%~1.50%
			災 害 特 例		0.80%~1.30%	0.20%~0.75%
			激 甚 災 害		0.80%~1.30%	0%
			B C P		1.00%~1.50%	0.40%~1.50%
消 防 団 協 力	1.00%~1.50%	0.40%~1.50%				
農業ビジネス進出支援貸付	運転・設備	5,000万円	運転7年以内 設備10年以内	1.00%	0.60%	
経営者保証非提供促進貸付	運転・設備	運転3,000万円 設備5,000万円	運転7年以内 設備10年以内	0.80%~2.00%	0.35%~1.95%	

●市・町制度●

制度名		資金使途	保証限度額	保証期間	融資利率	保証料率
宮崎市	中小企業融資	一般貸付 緊急経営支援資金	運転・設備 1,000万円 500万円	7年以内	1.95%	0.00%~0.65% (市補助)
		短期資金	運転 300万円	1年以内	1.55%	
	創業支援資金融資	運転・設備 1,500万円	10年以内	1.60%		
都城市	中小企業特別融資	運転・設備	1,000万円	7年以内	1.80%	0.00%~0.65% (市補助)
	小口零細企業融資				1.60%	0.00%~0.85% (市補助)
延岡市	中小企業特別融資	運転・設備	1,000万円	7年以内	1.80%	0.00%~0.65% (市補助)
	小規模企業特別融資				1.60%	0.00%~0.85% (市補助)
日南市	中小企業特別融資	運転・設備	1,000万円	7年以内	1.80%	0.00% (市補助)
	小口零細企業特別融資				1.60%	
西都市	中小企業特別融資	運転・設備	1,000万円	運転7年以内 設備10年以内	1.80%	
	小規模事業者特別融資				1.60%	
日向市	中小企業特別融資	運転・設備	1,000万円	10年以内	1.80%	
	小規模企業特別融資				1.60%	
串間市	小規模事業者融資	運転・設備	1,000万円	7年以内	1.80%	
	小口零細企業融資				1.60%	
小林市	中小企業特別融資	運転・設備	1,000万円	運転5年以内 設備7年以内	1.80%	
	小口零細企業特別融資				1.60%	
えびの市	中小企業特別融資	運転・設備	1,000万円	7年以内	1.80%	
	小口零細企業融資				1.60%	
三股町	中小企業特別融資	運転・設備	500万円	7年以内	1.80%	
	小規模企業特別融資				1.60%	
高原町	中小企業特別融資	運転・設備	500万円	運転5年以内 設備7年以内	1.80%	
	小規模企業融資				1.60%	
国富町	小規模事業者特別融資	運転・設備	500万円	運転7年以内 設備10年以内	1.80%	
	小規模事業者小口融資				1.60%	
綾町	中小企業者特別融資	運転・設備	500万円	運転5年以内 設備7年以内	1.80%	
	小規模企業者特別融資				1.60%	
高鍋町	中小企業特別融資	運転・設備	500万円	運転5年以内 設備7年以内	1.80%	
	小口零細企業融資				1.60%	
新富町	中小企業特別融資	運転・設備	1,000万円	運転7年以内 設備10年以内	1.80%	
	小規模企業特別融資				1.60%	
木城町	中小企業特別融資	運転・設備	500万円	運転5年以内 設備7年以内	1.80%	
	小規模企業特別融資				1.60%	
川南町	中小企業特別融資	運転・設備	500万円	運転5年以内 設備7年以内	1.80%	
	小口零細企業融資				1.60%	
都農町	中小企業特別融資	運転・設備	1,000万円	運転7年以内 設備10年以内	1.80%	
	小規模企業特別融資				1.60%	
門川町	中小企業特別融資	運転・設備	500万円	7年以内	1.80%	
	小口零細企業融資				1.60%	
高千穂町	中小企業者特別融資	運転・設備	500万円	運転7年以内 設備7年以内	1.90%	
	小口零細企業融資				1.80%	
日之影町	中小企業特別融資	運転・設備	500万円	運転7年以内 設備7年以内	1.90%	
	小口零細企業融資				1.80%	
五ヶ瀬町	中小企業者特別融資	運転・設備	500万円	運転5年以内 設備7年以内	1.90%	
	小口零細企業融資				1.80%	

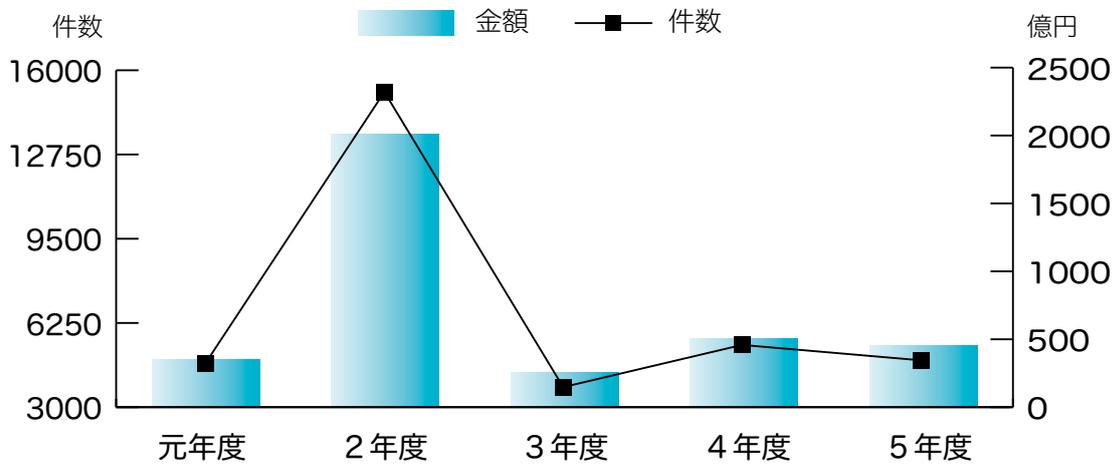
* 事業者選択型経営者保証非提供制度に係る保証料の上乗せ分について

- ・ 事業者負担 … 宮崎市、都城市、延岡市、日南市、西都市、日向市、串間市、小林市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、川南町、門川町
- ・ 町負担 … 高鍋町、新富町、木城町、都農町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町

◆ この他にも多数の保証制度を取り扱っております。保証協会HP (<https://www.miyazaki-cgc.or.jp>) 「保証制度」のページに各制度の詳細を掲載しておりますので、ご活用ください。

近年の業務実績（5カ年分）

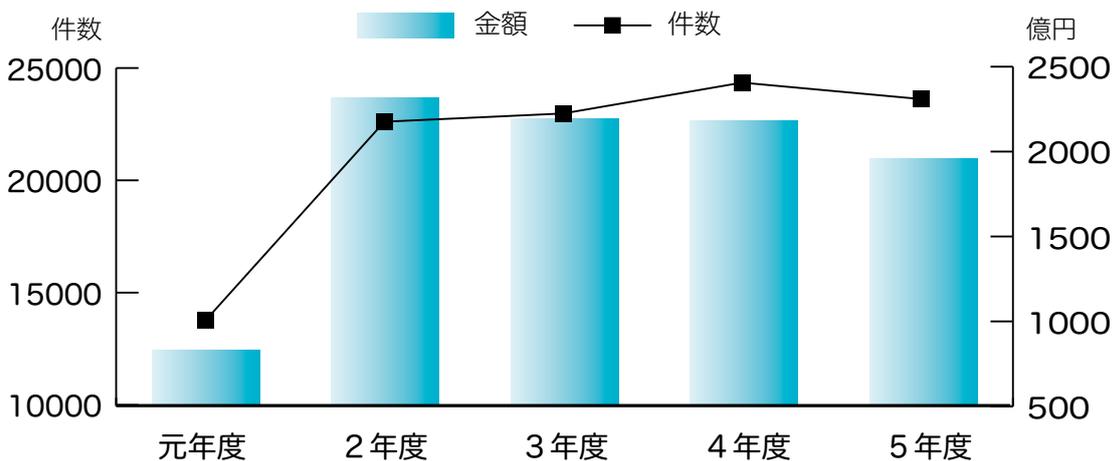
保証承諾



(単位：件、億円)

年度	件数	金額	前年比
元	4,702	348	113.1%
2	15,162	2,007	575.8%
3	3,775	258	12.8%
4	5,403	502	194.6%
5	4,809	456	90.9%

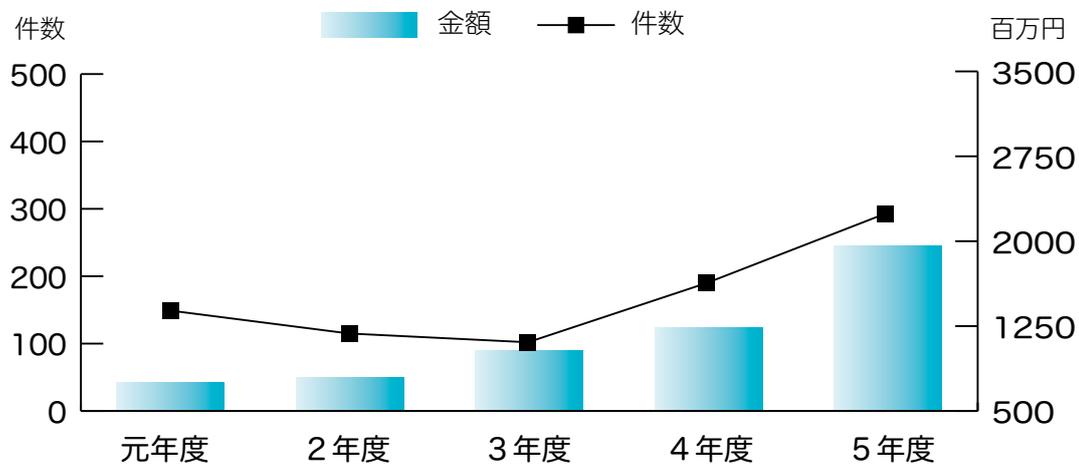
保証債務残高



(単位：件、億円)

年度	件数	金額	前年比
元	13,766	833	100.6%
2	22,610	2,318	278.1%
3	22,976	2,193	94.6%
4	24,350	2,184	99.6%
5	23,619	1,959	89.7%

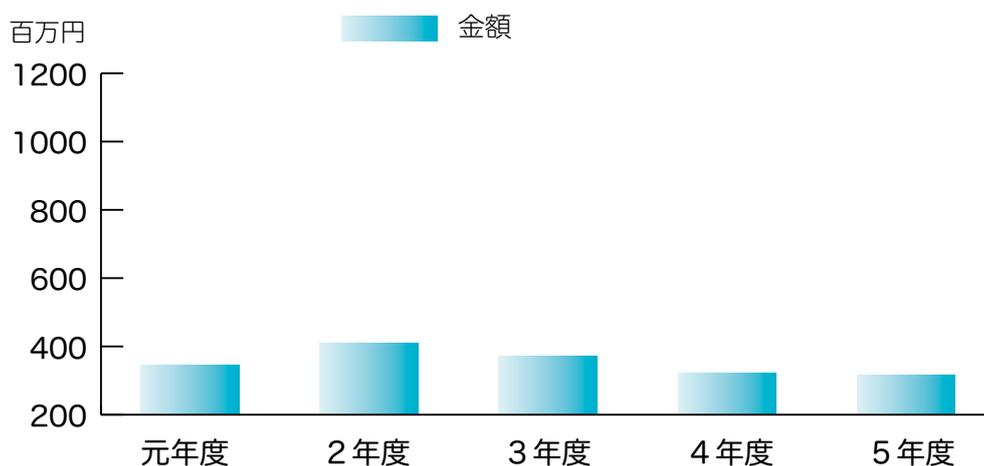
代位弁済（元利計）



(単位：件、百万円)

年度	件数	金額	前年比
元	149	755	95.2%
2	115	797	105.6%
3	102	1,030	129.3%
4	190	1,240	120.3%
5	293	1,959	158.0%

求償権回収金（元損計）

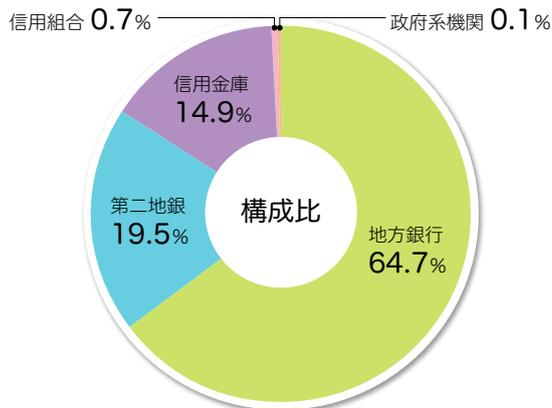


(単位：百万円)

年度	金額	前年比
元	345	75.8%
2	411	119.3%
3	389	94.7%
4	333	85.6%
5	316	94.8%

保証承諾統計（3カ年分）

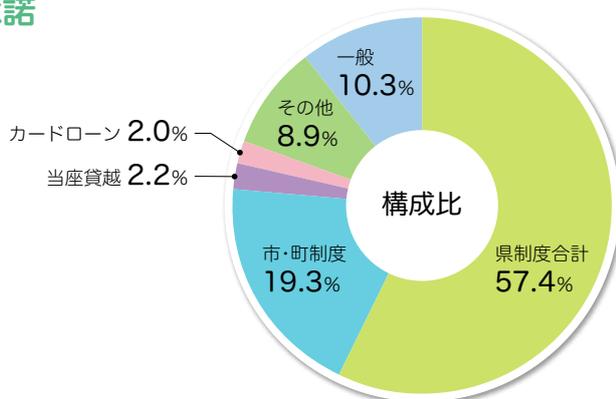
金融機関群別 保証承諾



区分	3年度		4年度		5年度		構成比	前年度比
	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
都市銀行	0	0	2	25	0	0	0.0%	0.0%
地方銀行	1,477	13,031	2,820	32,034	2,467	29,519	64.7%	92.1%
第二地銀	975	6,615	1,321	11,383	1,061	8,909	19.5%	78.3%
信用金庫	1,269	5,783	1,205	6,339	1,243	6,807	14.9%	107.4%
信用組合	49	300	53	346	35	338	0.7%	97.7%
政府系機関	5	48	2	24	3	36	0.1%	150.0%
その他の	0	0	0	0	0	0	0.0%	-
合計	3,775	25,777	5,403	50,152	4,809	45,609	100.0%	90.9%

※百万円未満を四捨五入しているため、内訳の合計が合わない場合があります。

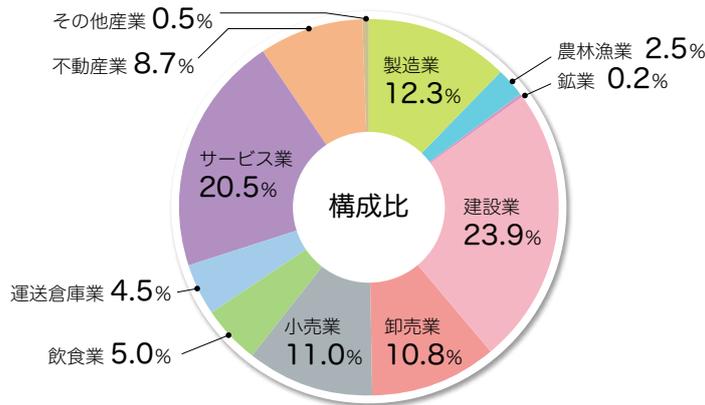
制度別保証承諾



区分	3年度		4年度		5年度		構成比	前年度比
	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
創業・新分野進出資金	43	317	49	414	53	410	0.9%	99.0%
経営安定・事業再生資金	489	5,936	565	6,810	1,372	23,821	52.2%	349.8%
事業拡大資金	21	246	13	197	18	227	0.5%	115.2%
金融機関提案型資金	14	103	7	80	8	92	0.2%	115.0%
緊急経営対策資金	268	3,462	1,944	25,875	127	1,607	3.5%	6.2%
(県制度合計)	835	10,063	2,578	33,377	1,578	26,157	57.4%	78.4%
市・町制度	1,768	6,949	1,904	7,209	2,258	8,803	19.3%	122.1%
経営安定関連	11	84	4	47	0	0	0.0%	0.0%
根保	0	0	0	0	0	0	0.0%	-
当座貸越	54	830	43	834	60	994	2.2%	119.2%
長期経営	0	0	0	0	0	0	0.0%	-
カードローン	182	896	141	775	167	905	2.0%	116.8%
特定社債	0	0	0	0	0	0	0.0%	-
流動資産担保	3	180	0	0	0	0	0.0%	-
経営力強化保証	0	0	0	0	0	0	0.0%	-
伴走支援型特別保証	30	239	3	18	1	9	0.0%	50.0%
その他	694	3,497	515	3,944	491	4,037	8.9%	102.4%
一般	198	3,040	215	3,949	254	4,704	10.3%	119.1%
合計	3,775	25,777	5,403	50,152	4,809	45,609	100.0%	90.9%

※百万円未満を四捨五入しているため、内訳の合計が合わない場合があります。

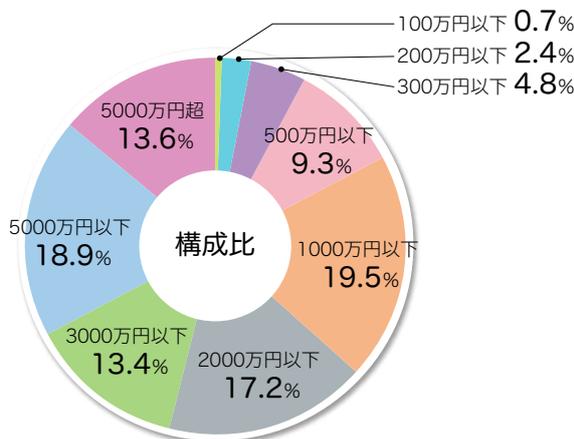
業種別保証承諾



区分	3年度		4年度		5年度		構成比	前年度比
	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
製造業	374	2,685	596	6,707	458	5,588	12.3%	83.3%
農林漁業	71	504	133	1,732	116	1,156	2.5%	66.7%
鉱業	1	5	5	135	2	100	0.2%	74.1%
建設業	1,071	6,820	1,497	12,961	1,319	10,882	23.9%	84.0%
卸売業	288	2,874	487	6,631	358	4,932	10.8%	74.4%
小売業	605	3,621	781	6,135	669	5,030	11.0%	82.0%
飲食業	294	1,516	447	1,919	371	2,291	5.0%	119.4%
運輸倉庫業	86	810	170	2,430	103	2,069	4.5%	85.1%
サービス業	758	5,009	1,002	8,145	1,058	9,369	20.5%	115.0%
不動産業	177	1,562	228	3,035	297	3,954	8.7%	130.3%
その他産業	50	371	57	323	58	237	0.5%	73.4%
合計	3,775	25,777	5,403	50,152	4,809	45,609	100.0%	90.9%

※百万円未満を四捨五入しているため、内訳の合計が合わない場合があります。

金額別保証承諾



平均保証金額

【3年度】6,828千円

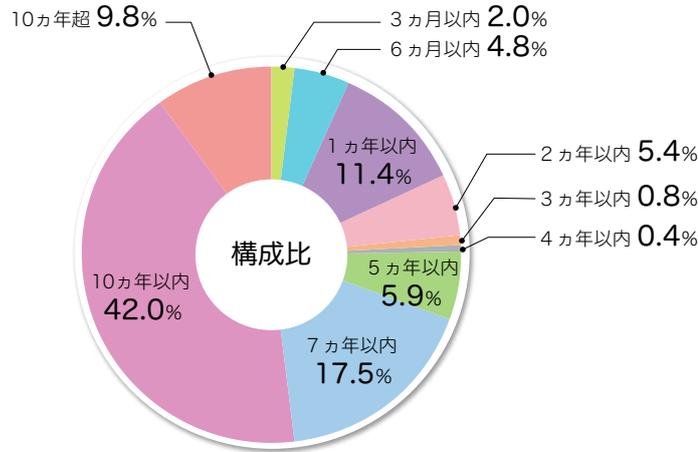
【4年度】9,282千円

【5年度】9,484千円

区分	3年度		4年度		5年度		構成比	前年度比
	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
100万円以下	336	309	417	360	362	321	0.7%	89.2%
100万円超～200万円以下	560	1,001	703	1,243	635	1,114	2.4%	89.6%
200万円超～300万円以下	698	2,010	803	2,282	767	2,176	4.8%	95.4%
300万円超～500万円以下	832	3,742	983	4,412	949	4,250	9.3%	96.3%
500万円超～1,000万円以下	905	7,767	1,284	10,861	1,079	8,912	19.5%	82.1%
1,000万円超～2,000万円以下	272	4,483	630	10,175	492	7,862	17.2%	77.3%
2,000万円超～3,000万円以下	86	2,370	389	10,979	231	6,117	13.4%	55.7%
3,000万円超～5,000万円以下	64	2,696	131	5,429	207	8,639	18.9%	159.1%
5,000万円超	22	1,400	63	4,411	87	6,218	13.6%	141.0%
計	3,775	25,777	5,403	50,152	4,809	45,609	100.0%	90.9%

※百万円未満を四捨五入しているため、内訳の合計が合わない場合があります。

期間別保証承諾



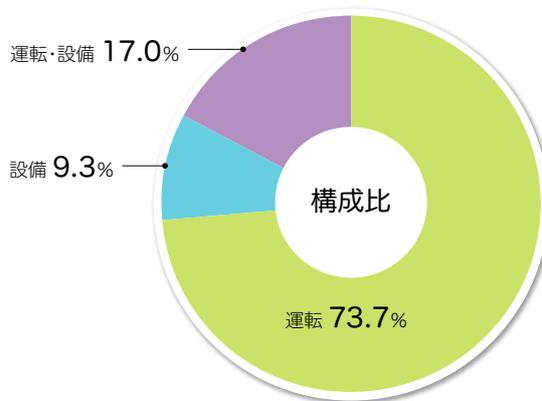
平均保証期間

【3年度】58.7ヶ月 【4年度】75.1ヶ月 【5年度】71.6ヶ月

区分	3年度		4年度		5年度		構成比	前年度比
	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
3ヵ月以内	81	496	84	502	135	922	2.0%	183.7%
3ヵ月超～6ヵ月以内	160	1,417	168	1,455	222	2,173	4.8%	149.3%
6ヵ月超～1ヵ年以内	625	6,280	539	5,774	461	5,190	11.4%	89.9%
1ヵ年超～2ヵ年以内	561	2,488	377	2,098	481	2,460	5.4%	117.3%
2ヵ年超～3ヵ年以内	100	271	231	2,118	142	374	0.8%	17.7%
3ヵ年超～4ヵ年以内	53	165	70	309	64	195	0.4%	63.1%
4ヵ年超～5ヵ年以内	500	2,022	787	5,721	615	2,680	5.9%	46.8%
5ヵ年超～7ヵ年以内	1,163	6,177	1,438	8,436	1,496	7,972	17.5%	94.5%
7ヵ年超～10ヵ年以内	463	4,973	1,586	20,633	1,018	19,165	42.0%	92.9%
10ヵ年超	69	1,488	123	3,106	175	4,478	9.8%	144.2%
計	3,775	25,777	5,403	50,152	4,809	45,609	100.0%	90.9%

※百万円未満を四捨五入しているため、内訳の合計が合わない場合があります。

資金使途別保証承諾

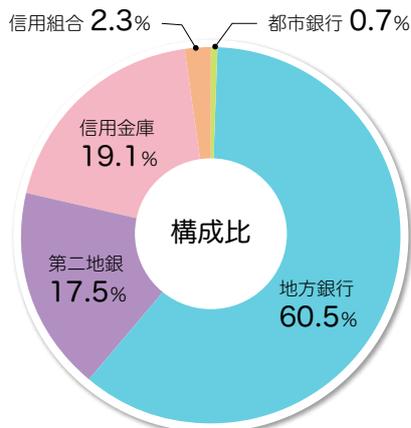


区分	3年度		4年度		5年度		構成比	前年度比
	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
運 転	2,713	19,481	4,176	40,891	3,308	33,616	73.7%	82.2%
設 備	473	2,186	569	3,109	701	4,237	9.3%	136.3%
運 転 ・ 設 備	589	4,109	658	6,152	800	7,755	17.0%	126.1%
合 計	3,775	25,777	5,403	50,152	4,809	45,609	100.0%	90.9%

※百万円未満を四捨五入しているため、内訳の合計が合わない場合があります。

代位弁済

金融機関別代位弁済

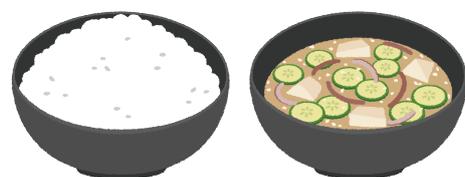


平均代位弁済額

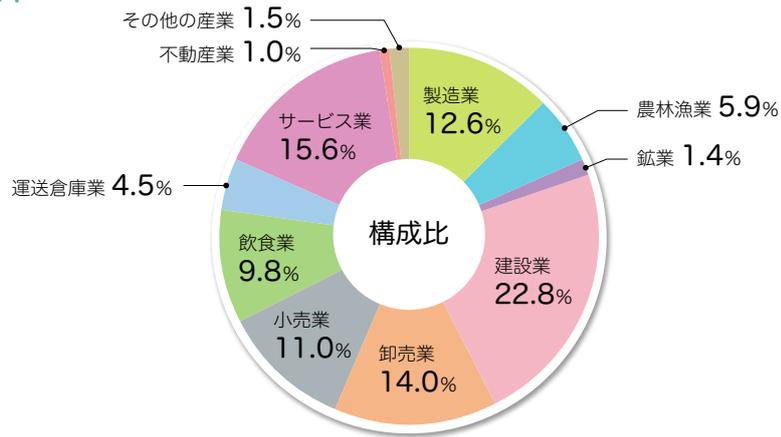
【3年度】10,102千円 【4年度】6,526千円 【5年度】6,687千円

区 分	3年度		4年度		5年度		(単位：千円)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	構成比	前年度比
都 市 銀 行	1	10,033	0	0	1	13,832	0.7%	-
地 方 銀 行	53	762,350	103	874,922	150	1,184,430	60.5%	135.4%
第 二 地 銀	22	102,608	43	235,520	73	342,959	17.5%	145.6%
信 用 金 庫	25	148,982	43	121,492	64	373,849	19.1%	307.7%
信 用 組 合	0	0	1	7,916	5	44,144	2.3%	557.7%
政 府 系 機 関	1	6,441	0	0	0	0	0.0%	-
そ の 他	0	0	0	0	0	0	0.0%	-
合 計	102	1,030,414	190	1,239,850	293	1,959,214	100.0%	158.0%

※千円未満を四捨五入しているため、内訳の合計が合わない場合があります。



業種別代位弁済



区 分	3年度		4年度		5年度		構成比	前年度比
	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
製 造 業	9	104,096	19	131,824	21	246,934	12.6%	187.3%
農 林 漁 業	3	62,457	5	37,903	7	115,976	5.9%	306.0%
鉱 業	0	0	0	0	1	27,726	1.4%	-
建 設 業	8	17,948	32	195,116	60	446,346	22.8%	228.8%
卸 売 業	16	255,622	27	352,913	29	274,223	14.0%	77.7%
小 売 業	16	193,484	42	186,658	45	215,038	11.0%	115.2%
飲 食 業	20	152,861	17	42,597	58	191,421	9.8%	449.4%
運 送 倉 庫 業	2	31,598	0	0	11	87,359	4.5%	-
サ ー ビ ス 業	28	212,349	39	216,968	52	306,156	15.6%	141.1%
不 動 産 業	0	0	4	66,254	4	18,718	1.0%	28.3%
そ の 他 の 産 業	0	0	5	9,617	5	29,317	1.5%	304.8%
合 計	102	1,030,414	190	1,239,850	293	1,959,214	100.0%	158.0%

(単位：千円)

※千円未満を四捨五入しているため、内訳の合計が合わない場合があります。



役員名簿

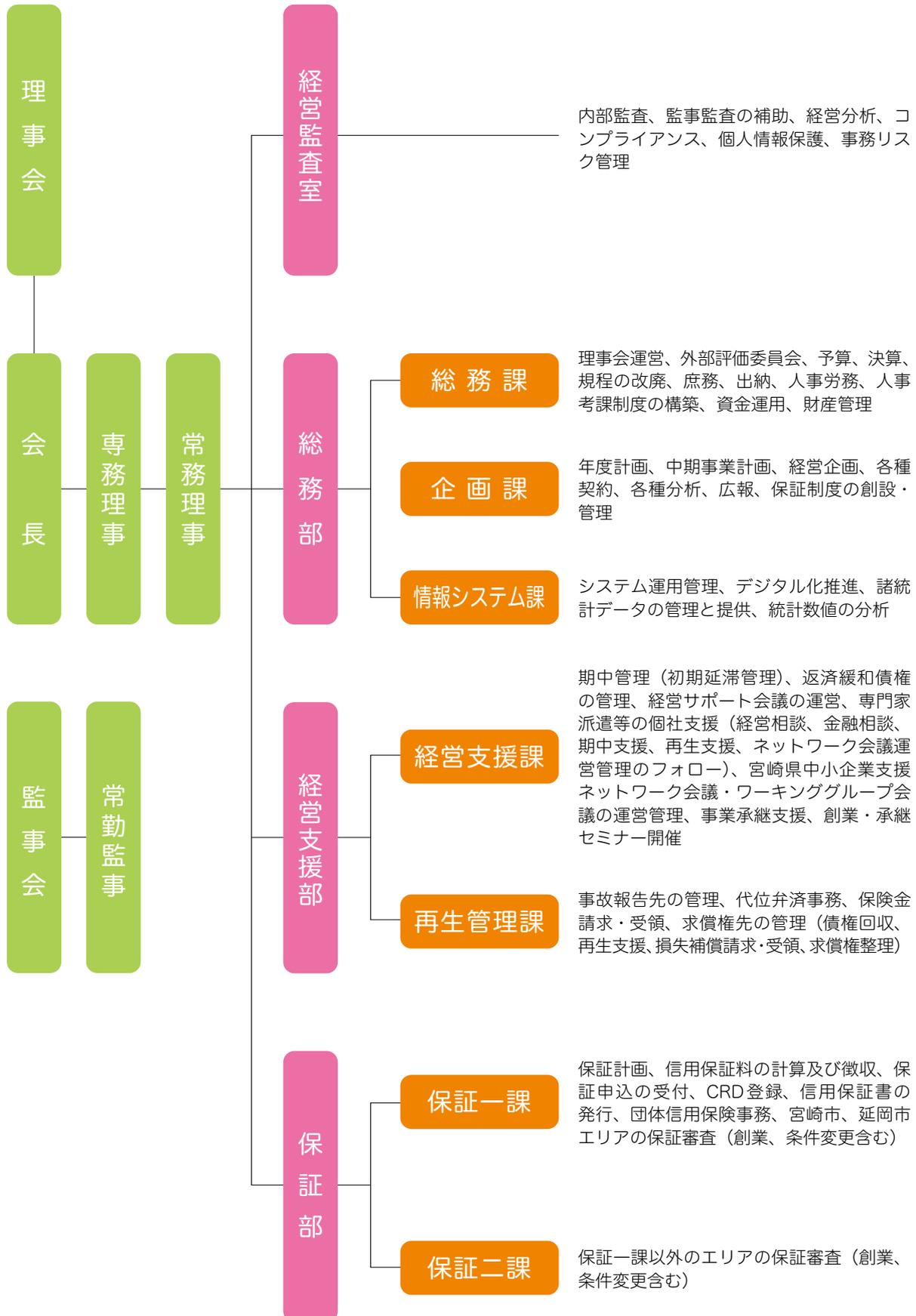
(令和6年6月1日現在)

役職名	氏名	備考
会長	横山 浩文	常勤
専務理事	福山 裕茂	常勤
常務理事	落合 正志	常勤
理事	川北 正文	非常勤 宮崎県商工観光労働部長
理事	清山 知憲	非常勤 宮崎市長（宮崎県市長会）
理事	杉田 浩二	非常勤 株式会社宮崎銀行頭取
理事	林田 洋二	非常勤 株式会社宮崎太陽銀行頭取
理事	板垣 衛	非常勤 宮崎県信用金庫協会会長
理事	山崎 政尚	非常勤 商工組合中央金庫宮崎支店長
理事	米良 充典	非常勤 宮崎県商工会議所連合会会頭
理事	淵上 鉄一	非常勤 宮崎県商工会連合会会長
理事	堀之内 芳久	非常勤 宮崎県中小企業団体中央会会長
監事	水谷 洋三	常勤
監事	工藤 経芳	非常勤 公認会計士
監事	半渡 英俊	非常勤 木城町長（宮崎県町村会）

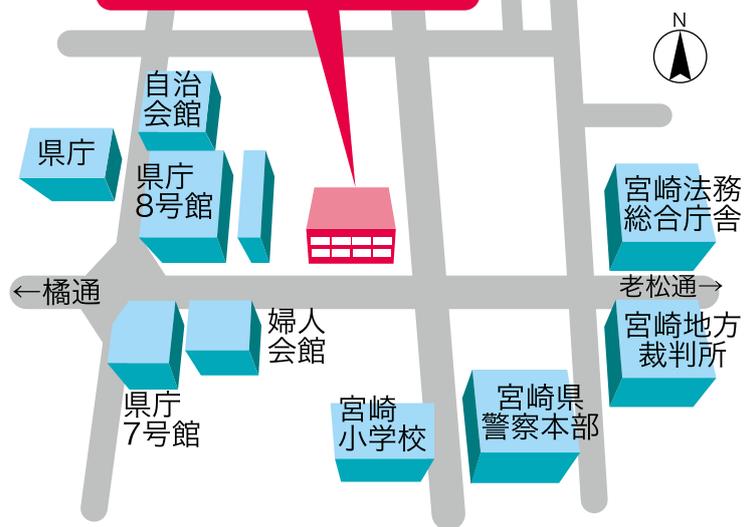
組織機構図

(令和6年4月1日現在)

役員・組織体制



宮崎県信用保証協会



連絡先

〒880-0804 宮崎市宮田町2番23号

総務部	TEL.(0985)24-8251	FAX.(0985)32-2187
保証部	TEL.(0985)24-8253	FAX.(0985)24-8102
経営支援部 経営支援課	TEL.(0985)89-0022	FAX.(0985)22-4155
経営支援部 再生管理課	TEL.(0985)24-8252	FAX.(0985)22-4155

宮崎県信用保証協会のホームページ

当協会のホームページには、信用保証に関する基本的なことや各種保証制度のご紹介など、保証に関する情報を幅広く掲載していますので、是非ご利用ください。

<https://www.miyazaki-cgc.or.jp>

Miyazaki Guarantee Report 2024



ディスクロージャー誌2024

令和6年度 宮崎県信用保証協会の現況

令和6年8月発行
宮崎県信用保証協会 総務部 企画課
〒880-0804 宮崎市宮田町2番23号
TEL:0985-24-8251 FAX:0985-32-2187
<https://www.miyazaki-cgc.or.jp/>

HP

LINE公式アカウント

